

# 特定非営利活動法人 SAA 日本システム監査人協会報

## 「公認システム監査人制度記念講演会」開催される！

平成14年11月19日(火曜日)、鉄鋼会館において掲題の記念講演会が開催されました。この講演会は、公認システム監査人制度がスタートして半年が過ぎ、約450人の公認システム監査人およびシステム監査人補が誕生したのを機に、本制度を世の中に一層アピールし、真に日本の情報化社会の発展に貢献する制度にしていく決意を表明する目的で開催されました。

当日は平日の午後にもかかわらず、公認システム監査人に認定された方やこれから認定を受けようとする方を中心に約80人の参加者があり、本制度に対する期待の大きさが感じられました。

各挨拶・講演の内容については、参加された会員の方にご報告していただき、ここでは講演会の全体の様子についてご報告します。

### 1. 開会挨拶：宮川公夫会長

当協会宮川会長から、多くの皆さんのご支援、ご協力により、本制度が順調に運営されていることに感謝するとともに、本制度に対する期待に沿うべく当協会として今後も努力していく旨の挨拶がありました。

### 2. 来賓代表挨拶：経済産業省情報セキュリティ対策室課長補佐 山崎琢矢氏

ご来賓を代表して、当協会が日頃よりシステム監査関連施策についての意見交換をさせていただき、またご指導をいただいている経済産業省の山崎課長補佐からお話をいただきました。山崎氏は、世の中の情報セキュリティを取り巻く環境変化、それに対応した経済産業省としての取組みについて説明され、公認システム監査人および当協会に大いに期待するというお話をされました。

### 3. 記念講演：(社)日本情報システム・ユーザー協会専務理事 細川泰秀氏

細川氏は、ご自身もユーザー企業で情報システムの導入に長年携わってこれ、現在は、日本情報システム・ユーザー協会の専務理事として、ユーザー企業における情報システムの健全な普及に尽力されておられます。今回の記念講演では、そうしたご経験を踏まえて、「システムユーザーの立場からシステム監査に期待すること」と題してお話をいただきました。ユーザー企業の発展のために情報システムがどれだけ重要な役割を占めているのか、ユーザー企業の中で

情報システムが有効かつ効率的に機能するためにシステムの評価・管理がいかに重要かについて豊富なデータや事例を基に説明され、システム監査人にとって多くの示唆を与えてくださるお話でした。

### 4. 公認システム監査人認定者挨拶

現時点で255人が公認システム監査人の認定を受けられていますが、その中から次の3人の方に代表してお話をいただきました。

財務省北陸財務局 佐野秀隆氏  
富士通(株) 土出克夫氏  
(株)SBC 桜井由美子氏

3人の方は、長年にわたり、それぞれの分野でシステム監査と深く関わったお仕事をされてきており、まさに実務認定である公認システム監査人に相応しい方達です。公認システム監査人として、今後もさらにシステム監査を通じてさまざまな活動を行っていきたいという力強いお話をされました。

### 5. 公認システム監査人認定に関する状況報告と今後の展望：広報担当鈴木信夫理事

当協会広報担当の鈴木理事から、公認システム監査人制度発足から今日までの経緯、認定の状況および今後の展開について、報告と説明がありました。本制度の主旨を守っていくため、認定者の質を重視した制度運営を行っていくことを特に強調されました。

### 6. 懇親会

記念講演会終了後、公認システム監査人、システム監査人補および当協会会員の交流を深めることを目的に、懇親会を開催しました。

懇親会には、ご多忙の中、(社)情報サービス産業協会会長の佐藤雄二郎氏にお出でいただき、ご挨拶をいただきました。佐藤氏からは、情報サービス業においてシステムの評価やセキュリティ対応が重要なテーマとなっており、公認システム監査人および当協会に大いに期待するという激励のお言葉をいただきました。

この記念講演会は、当協会にとって、また公認システム監査人制度にとっての新たなスタートであることを再確認し、今後の活動につなげていきたいと思っております。(No.6006 小野修一)

## 「公認システム監査人制度」記念講演会の冒頭に当たって

No.1043 清瀬 秀隆

### 1. 講演者

経済産業省 情報セキュリティ政策室  
山崎 琢也氏

### 2. 講演内容

現在策定中の「情報セキュリティ監査制度」に対する方向性について、説明がなされた。サブタイトルとして「情報セキュリティ監査制度の整備と日本システム監査人協会への期待」とある。

情報セキュリティに対するマネジメントの面が非常に重要になってきた。昭和60年にシステム監査基準を作成し、運用してきたが、当時に比べてシステム監査のみならず、セキュリティ監査に対する社会からの要請は大きくなっている。2002年4月以降は銀行系をきっかけにして期待が大きくなり、金融庁からは検査官にシステム監査の素養を持っている方を登用したいという話も、経済産業省のほうに打診されたりしている。

情報セキュリティを確保するには、「技術的な対応」と「マネジメント的な対応」のふたつを車の両輪のようにバランスよく取り組まなければならない。第1期情報セキュリティ政策として、技術的な対応を主に行っており、機器・ソフトウェアに関する情報技術セキュリティ評価・認証制度が整備されている。一方、マネジメント的な対応についてはISO/IEC17799のJIS化(JIS X 5080)、ISMS認証制度の開始など、情報セキュリティマネジメントに関する適合性評価制度の整備を行っている。現在においては政策の軸足をマネジメントの方に寄せている。

情報セキュリティ監査に着目する理由としては、4点ある。ひとつは多様な主体への対応である。セキュリティを確保すべき多様な主体、つまりISMS認証を必要とするかしないか、あるいは技術的対応が必要であるかどうかという面があると同時に、監査を行う側にも多様な監査主体が存在している。2番目に情報セキュリティの領域は成長市場(成長産業)であるという認識をしていること。3番目に、電子政府の情報セキュリティ監査が必須になるということ。4番目には、住基ネット問題に端を発した地方自治体の情報セキュリティをどう確保するかということ、である。これらのことから情報セキュリティ監査を有効に機能

させ、普及させる仕掛け作りが、まさに今求められていることとして認識している。

OECDセキュリティガイドラインが改訂され、セキュリティマネジメントの原則が追加された。これによって8原則が9原則となった。

また、米国においては「National Strategy to Secure Cyberspace」を策定し、ここでは一般家庭・中小企業、大企業、大学、行政機関を対象を分け、それぞれが遵守すべきセキュリティ確保のための方策(90項目の戦略)を提示している。大企業に対しての方策のひとつに「独立した者による情報セキュリティ監査などの恒常的な実施」とある。これは企業に対して、監査の概要を監査人の氏名も含めて毎年公開することを要求している。

情報セキュリティ監査の実施状況、その内容、監査を実施していない理由についての調査結果について、総務省「情報セキュリティ対策の状況調査(2002)」のデータに基づき説明があった。また、今後実施や導入を考えている情報セキュリティ対策についての調査結果を読むと、セキュリティ監査やセキュリティポリシー策定といったところが意外と多くなっている。全体としてセキュリティに対する意識が高まってきていることは確かであるが、中小企業レベルにはまだ射程は遠い。

現在、経済産業省においては「情報セキュリティ監査研究会」を平成14年9月5日に設置して活動を行っている。この研究会においては、監査主体が感じている問題点(提案しても手応えが無い、信じてもらえない、サービスについて理解が得られない、改善提案について理解して欲しい…)と、被監査主体が感じている疑問点(監査方法がわからない、監査の提案内容がわからない、妥当な監査かわからない、誰に頼めばいいかわからない…)にミスマッチが出ている。これをうまく解消するために「標準的な基準に策定」と「監査主体のあり方の提示」を行う。2003年1月に情報セキュリティ監査の標準的な基準について公表しパブリックコメントを募集することになっている。

情報セキュリティ監査基準は、監査を受ける主体が、監査を行う主体と監査内容を柔軟に選択できるような制度設計を目指す。また、情報資産の保護を目的とし、そのマネジメントサイクルの確立を促す。ただ単純にマネジメントサイクルが回っているかではなく技術的観点も深めた評価も必要である。

日本において、現状は法定監査の時代ではないと判断している。監査について一般的には「保

証]を求めている。基準は保証型と助言型の両立が必要と考えている。

情報セキュリティ監査の標準的な基準のイメージは、監査主体の判断尺度となる「情報セキュリティ管理基準(仮称)」と監査主体の行為規範となる「情報セキュリティ監査基準(仮称)」で構成する。

※ここで、情報セキュリティ管理基準(案)のサンプルと情報セキュリティ監査基準の章立てについての案を説明した。

システム監査とセキュリティ監査の関係について、まず両者の目的が異なる。お互いの親和性は高いが、制度としては別のものである。当面はセキュリティの部分のみをまず整備する。システム監査基準の方は今後の課題として捉えている。

システム監査を実施している側から見て、セキュリティ監査基準がどう見えるのか、一緒に議論していきたいと考えている。

### 3. 所感

今までいろいろな講演会やセミナーで経済産業省の方の話は聞いてきたが、今回はじめて、役所としてのスタンスをきちんと話したのではないかと思う。セキュリティが成長市場などと、他の場で言ったことは無かったし、監査を商売として捉えているというニュアンスもはじめて聞いた。

しかし、情報セキュリティ管理基準とISMS認証制度との整合性については、今ひとつ判然としないままだった。また、システム監査基準とセキュリティ監査基準の骨格はほとんど同じで、これも違いが今ひとつピンと来ないまま終わった。パブリックコメント募集は少し遅れて2月くらいから、ということなので、今後もう少し公開されるはずの基準がどうなのか、Webでじっくり読んでみたい。

個人的には「認証がついて来るのがISMS、認証なしがセキュリティ監査」と捉えた。しかしそれにして、セキュリティ監査では保証が求められるというのであれば、どうやってその保証がついていることを示せばいいのか?私は、私の疑問は解かれないうままだった、と感じている。

## 記念講演要旨

### 「システムユーザーの立場から システム監査に期待すること」

JUAS専務理事 細川泰秀氏

No.1060 太田 香

1. JUAS(日本情報システムユーザー会)紹介  
ユーザーの立場で産業情報化を推進させることを目的とし、各種研究会やセミナーを通じて実現している。日本システム監査人協会の方にも講師としての参加をお願いしたい。

### 2. 日本企業の現状

この10年で営業利益、経常利益は半減したが、企業の情報化費用は1.7倍となった。それでも世界から見た日本のIT投資はアメリカは群を抜いているにしても英仏伊独と肩を並べている程度。その日本の企業のIT部門の課題として「ITコストの削減」が第1位に挙げられてしまっている。

企業の行動理念を製造業とソフトウェア産業で比較してみると、前者の「新商品を開発し新市場をつくりだす」に対し、後者は「顧客の要望に応える、新技術に追随する」という点からして新しいものを作り出す気迫に欠けている。

### 3. 日本企業のIT化の現状と課題

大企業の3割はいまだにIT部門を分社化する傾向にある。こうした場合、業務企画とIT企画のみを本社に残し、新技術導入力や主要部分設計力をIT子会社に移管してしまうとIT活用の遅れによる親会社の競争力低下の懸念やITコストの低減に制約が加わってしまう恐れがある。

またIT組織形態はIT部門が中心となる「中央集権型」からIT業務すべてを利用部門に分散する「分散型」へ、そしてここ1~2年は全社プロジェクト、技術標準化についてはIT部門が予算、実行の責任を持ち、各利用部門のIT課題解決は各部門で責任を持つ「連邦政府型」に移行してきている。

この組織形態について自社はどの分類に入るかIT部門、利用者部門それぞれにアンケートをしてみるとIT部門は中央集権型が7割を超えたのに対し、利用者部門のそれは6割に満たなかった。このことから利用者部門は「自分たちでやっている」という意識を持っている事がうかがえる。

IT投資対効果の評価についても十分にできて

いるとは言いがたい。基準を設けて実施しているのは大企業においても9%、中堅企業においては2%という状態だ。最近は「事業そのものの評価をITの評価とする」式の評価方法があらわれてきている。

企業のIT投資額は売上高の1~1.5%と定常的であったが、IT部門はトップより2~3割の削減を迫られている。ここで、企業におけるIT費用の標準的パターンをみると開発費30%、保守費20%、運用費50%と大まかに分類できるが、新規機能を盛り込まないとすると5年間の性能アップ分で8%のコスト削減、また保守などの合理化対策を実施して10%のコスト削減を行い、計18%のコスト削減分を新規アプリケーションへの投資に振り向けるという方法が考えられる。(「コンピュータの機能性の向上は年間2倍である」というビルジョイの法則に基づく)

また、日本の会社はほとんど実施していないが、「従業員満足度(エンドユーザーサーベイ)」を調査し、社内ユーザのCS(顧客満足度)指標とし、IT部門へのコミットメントとする例もある。

#### 4. ITガバナンスとは何か

JAUSでは「IT活用に関する行動を、企業の競争優位構築のために、あるべき方向へと導く権限と責任の枠組みである」と定義している。ガバナンスの本来の意味は「支配、統治」であるが、語源であるギリシャ語の「舵取り」に戻り「リーダーシップを持って前向きに動く、あるいはそのような行動ができる人材育成をする」意味に変えていきたい。

ITガバナンスは①株主に対する「コーポレートガバナンス(CG)」、②顧客に対する「顧客満足度(CS)」、③協力会社に対する「協力会社満足度(PS)」、④地域社会に対する「社会貢献(SS)」そして⑤従業員に対する「従業員満足度(ES)」とそれぞれにつながりを持つものである。

#### 5. システム監査へのユーザの期待

提供側である企業が定めた「顧客満足度」という視点からサービスを受けるユーザ側がとらえる「ユーザー満足度」というコンセプトを研究している。

顧客満足には本質機能サービスと表層機能サービスの2つのサービスが影響している(もちろん投資を行ったCIOの満足は根底にはあるが)。本質機能サービスは納期や品質、費用といったものからなり、これはある一定レベルに達するとそれ以上の評価は得にくくなり、また1つの悪さであらゆるよさをつぶしてしまうも

のである。逆に表層機能サービスは「行動マナー」という言葉に代替でき、たとえば営業マンの行動、SEのサポートマナー、トラブル対応能力、製品について言えば利用のしやすさ、運用のしやすさ、保守サービスの親切さ、面倒見のよさなどが挙げられる。これらは努力と工夫次第で右肩上がりに向上できる可能性があり、1つのよさで他の悪さをカバーするという代償作用がある。

品質とコストの関係について、ユーザー側はどのくらいのバグ(品質)をシステム規模(金額)を尺度として許容すべきかを研究している。しかし目標品質を10倍にすると費用は何倍必要かという問いに答えられるベンダは日本、世界を含めて1社もない。

品質の定義については「顧客への納品以降安定稼働にいたるまでに発生した欠陥数」と捉え、工期の評価尺度についても「工数の立方根の2倍」(例:1,000人月のプロジェクトは20ヶ月)という方法で捉えると結構あてはまる。

#### 6. 終わりに

土木工学は紀元前エジプト時代・3,000年以前から存在しているが、情報工学の歴史は50年程度しかない。よって方法、標準がいまだ定まっていない。

システム監査人の皆様には「守(修)・破・離」を考えたシステム監査をお願いしたい。

※「しゅはり」と読む。物事を学び始めてから、独り立ちしていくまでの三つの段階を指す。最初は教えを守り、次に自分なりの発展を試み、最後には型を離れて独自の世界を創り出していく事。

テーマ：「システム監査人認定の現状と今後の展開」

報告者：NPO日本システム監査人協会広報担当理事 鈴木信夫氏

No.899 藤田正浩

## 1. 公認システム監査人認定の現状

「公認システム監査人」はシステム監査の実務経験を有するシステム監査技術者であるが、自治体関係者や金融関係者等からは、「上級システム監査人」として認識されている。

### (1) 認定者数人数(2002年11月19日現在)

公認システム監査人 255名 システム監査人補 191名 計446名

### (2) 認定の経緯

認定の経緯および認定数は次の表のとおりである。

認定の経緯と認定者数

年月	実施内容	公認システム監査人	システム監査人補
2002年5月	公認システム監査人制度発足 G 0 (制度創設者)	34	0
	第一次募集 (G 1) 対象：旧日本システム監査人協会会員	126	69
2002年8月	第二次募集 (G 2) 対象：特別認定を含む 公認システム監査人申請者175名 内面接実施170名	95	122
	当初からシステム監査人補申請者47名		
合計		255	191

### (3) 報道例

下記記事をビジネスや教育などの場面で有効に活用されたい。

7月2日付 日本経済新聞本誌 第13面(企業総合) 2段見出し42行

〃 日経産業新聞 第2面 3段見出し53行

### (4) 協会の現状

システム監査技術者、公認システム監査人、システム監査人補の全員が入会しているわけではなく、入会を勧めてほしい。

2002年2月 特定非営利法人(NPO)発足

個人会員 750名

法人会員 20社

## 2. 今後の展開

### (1) 制度の社会的位置付け

システム監査基準(経済産業省：平成8年1月30日改訂)では、システム監査人を次のように定義している。

次の知識及び能力を有し、システム監査に従事するもの

- i 情報システムの基本知識
- ii システム監査の知識
- iii システム監査の実施能力
- iv システム監査の実施に当たっての関連知識

本日の経済産業省様の講演では、「監査主体は多様」という発言があった。公認システム監査人だけではない、という意味であり残念ではあるが、事実でありやむを得ない。また、「システム監査基準」と「情報セキュリティ管理基準」の二本立てになる方向であり、ビジネスとしては今後難しいこともあるかもしれないが、いずれにせよ、協会としては公認システム監査人という受け皿は用意しているつもりである。

### (2) 公認システム監査人制度の運用

今後の運用方針は下記のとおりであるが、①②に尽きると考えている。

- ① 「公認システム監査人」としての社会的信用を確立する
- ② 厳正な審査の態勢を堅持する
- ③ 認定申請募集は年1回とする(次回は来年6月の情報処理試験の結果発表にあわせて募集する予定)

①について、上級システム監査人として恥ずかしくない形を追求していきたい。

②について、下記のとおり厳正に実施している。

G 0 自分たちの論文を相互にチェックし、書き直した人もいた。

G 1 面接の代わりに理事・会員の推薦としたが、必ず論文を確認後、推薦することを徹底した。また推薦を得られない人は、面接を実施した。

G 2 2名以上で面接し、評価が異なる場合は厳しい方の評価を採用した。

**第92回月例研究会報告**

No.18 和貝 享介

テーマ：「セキュリティポリシーの実効性を  
向上させるための運用段階の  
システム監査」

講師：KPMGビジネスアシュアランス(株)  
代表取締役IRM事業統括(COO)  
榎木千昭 氏

日時：平成14年11月5日(火)18:30～

場所：東京労働スクエア601会議室

### 講演要旨

#### 1. 情報セキュリティポリシーの役割と実効性

企業が情報セキュリティを検討する場合、個別の情報セキュリティ対策を採るのではなく、情報セキュリティマネジメントを想定し、その情報セキュリティマネジメントの一環として、まずセキュリティポリシーを策定すべきである。

セキュリティポリシーは、階層的に検討され、上から第1階層が基本方針(ポリシー)として、組織の情報セキュリティに対する方針、姿勢を記述するものである。主に、組織がなぜ情報資産を保護する必要があるかを記述する。

第2階層は、対策基準(スタンダード)である。ここでは、基本方針を実現するために何をしなければならぬかを記述する。

第3階層は、実施手順(プロシージャ)である。ここでは、対策基準のないようをどのような手順に従って行えば良いかを記述する。マニュアルや情報システムの設定パラメータ等が該当する。

このようなセキュリティポリシーを実現する仕組みとしての情報セキュリティマネジメントの必要性は何か。それは次のようなものである。

- ① 事業戦略・IT戦略と整合性のとれたセキュリティマネジメント戦略が必要なこと
- ② 戦略およびリスクに基づくセキュリティレベルの設定をすること
- ③ マネジメント、技術対策、運用対策のバランス、および各技術同士や技術と運用との整合性が取れたセキュリティ対策をとること
- ④ セキュリティレベルの継続的な維持と見直しの必要性
- ⑤ 効率的なセキュリティ投資とその効果測定の必要性

これらを満足すべく情報セキュリティマネジメントをシステムとして実現するものがISMSである。

ISMSの構築ステップは、セキュリティポリシー文書策定→ISMSの適用範囲決定→リスク評価→リスクの一覧の策定→対策基準の策定→適用宣言書の作成である。

ISMSのサイクルは、PLAN(基本方針)→DO(対策の実施)→CHECK(モニタリング)→ACTION(見直し)であり、このサイクルを構築することは、経営者の責任である。

セキュリティポリシーの実効性を検討する上で、考慮しなければならないのは次の諸点である。

- ① セキュリティポリシーの妥当性  
組織の目標とすべきセキュリティレベルの設定が妥当かどうかということである。達成不可能なレベルを設定すると、たとえそれが一部であっても、全体が不可能となってしまうこともある。
- ② セキュリティポリシーの遵守  
セキュリティポリシーを遵守するための仕組みが整っているか、意思決定、業務の遂行、及びシステム設計、開発、運用においてセキュリティポリシーが遵守されているかということである。
- ③ 見直し  
事業戦略や環境の変化に伴うリスクの変化、遵守状況、および事故や事件の発生状況に応じて、セキュリティポリシーの見直しが適時に行われているかということである。

#### 2. ISMSの監査

このアジェンダと次のアジェンダは、ISMSとセキュリティポリシーとの関係を説明するために設定されている。ISMSの監査の意義は、セキュリティポリシーを遵守するための仕組みが整っているかを検証することにある。

監査はモニタリングの1形態であるが、ここでISMSにおけるモニタリングの役割分担を考えてみる。セキュリティマネジメントの一次防御は、システム部門を含む各部門に責任がある。第2防御は、リスク管理部門である。そして、第3防御が内部監査部門である。これらの部門は各モニタリングの成果を経営陣に報告する。ここで経営陣に対するモニタリングはどうするか。ここに外部監査としてのシステム監査の役割がある。システム監査の成果は、利害関係

者等企業外部者にもたらされることもある。

内部監査としてISMSが確立した組織におけるシステム監査の役割を整理してみると、次のようになる。

- ① ISMSの実効性の監査が中心であり、次の内容となる。
  - ・ 組織体制、役割、セキュリティポリシーの妥当性
  - ・ サンプルングによるモニタリングの適切性の監査
  - ・ リスクアプローチによる二重チェック
  - ・ セキュリティ投資の有効性・効率性の監査
- ② 教育的効果
  - ・ すなわち監査実施および監査報告による教育的な役割である。

外部監査としてのシステム監査の内容は、次のようである。

- ① 経営と内部監査を含むISMSの実効性の監査
- ② リスクの高い領域に対する監査
- ③ 技術者の専門知識が必要な領域の監査
- ④ 人的リソースの確保
- ⑤ 利害関係者等からの信頼性の確保

### 3. ISMSの監査ポイント

監査ポイントの第一は、遵守における義務と罰則の明確化である。セキュリティポリシーの遵守にかかわる署名や違反に対する懲罰規定の適用の明文化は、遵守率の向上に影響する。また、懲罰規定等の適用以外に、個々のセキュリティ項目の違反に対する罰則等を規定する必要がある。具体的には、上司への通知、始末書等の軽微な罰則の適用、利用停止等の処置、人事評価制度への反映などである。

第二のポイントとして、セキュリティ教育が挙げられる。内容として次のような事項に留意が必要である。

- ① 継続的なセキュリティ教育の実施とセキュリティポリシーの遵守およびセキュリティ事故や事件の発生率の相互関係
- ② シニアマネジメント、ミドルマネジメント、従業員、派遣社員、外部委託先、取引先、顧客等全ての関係者全員への教育が必要
- ③ 教育を定期的実施する必要がある。トータル時間が同じでも、回数を増やすことが効果的
- ④ 複数の方法を組み合わせる。パンフレット

配布、集合教育、セルフアセスメント、監査、eラーニング等

- ⑤ 全員が受けること、教育受講時の署名や受講しない場合の罰則を徹底

第三のポイントは、費用対効果の高いインシデントマネジメントである。下記のような内容をもつ。

- ① 情報セキュリティ事故・事件の迅速な発見体制
- ② 明確な基準による経営者等への報告体制
- ③ システムの停止やネットワークの遮断等の緊急対応
- ④ 顧客や取引先への迅速な情報提供
- ⑤ メディアからの問合せに対する適切な回答
- ⑥ 法的手段や抗議等に対する対応

### 4. セキュリティポリシーの遵守状況の監査

このアジェンダはセキュリティポリシーを根付かせるための有効な手段として必要である。すなわち意思決定、業務の遂行、及びシステム設計、開発、運用においてセキュリティポリシーが遵守されているかどうかを検討する監査である。

セキュリティポリシーの有効性をチェックする監査手続として、コントロールテストの実施があり、次のような事項を対象とする。

- ① システムの利用や情報の取扱い
- ② システム設計や業務設計へのコントロールの取組み状況
- ③ ソフトウェアや機器の調達、外部委託
- ④ システム設定
- ⑤ システムの開発業務、運用業務

これらをチェックする方法として、次のような手続を実施する。

- ① インタビューや観察による業務実施状況のチェック
- ② 設計文書、契約書等のチェック
- ③ 実施履歴のチェック(申請書類、議事録、システムログ等)
- ④ ツールやオペレーションによるシステム設定状況のチェック

上記のテスト結果の分析により、セキュリティポリシーが遵守されていない場合には下記のようなものがあり、それぞれ改善を要する。

- ① 個人的な怠慢、意思の欠如→罰則、自動化を要す
- ② 全体的に浸透していない→啓蒙、教育を

## 要す

- ③ セキュリティレベルが高すぎる→セキュリティポリシーの見直しを要す
- ④ 手順が明確でない→実施手順の整備、教育、自動化を要す
- ⑤ 業務との不整合→ポリシー、実施手順の見直し、例外措置と手順の明確化を要す

コントロールのテストとして、実証性テストも肝要である。実証性テストは、セキュリティ事故(可能性)の実態を把握することにより、コントロール(対策)の有効性を確認するものである。実証性テストを行った上で、コントロールテストを実施すべき範囲を決定する場合もある。

実証テストの例として、次のようなものがある。

- ① ネットワークや建物への侵入(ペネトレーション)
- ② セキュリティ事故の分析
- ③ コンティンジェンシープランのテスト(ウォークスルー等)
- ④ 未承認プログラムの発見

## 5. 情報セキュリティ監査の動向

現在実施ないし実施が検討されている情報セキュリティ制度を概観する。

まず、経済省の情報セキュリティ監査研究会である。電子商取引や電子政府の信頼性・安全性を確保するためには情報セキュリティの確保が不可欠であり、そのために第三者による技術面、運用面の情報セキュリティ対策の実効性の監査が望まれるとの趣旨で、2002年研究会が開始された。情報セキュリティ化監査のあり方や、情報セキュリティ監査基準及び標準的な実施事項の検討がなされている。

次に、BS7799認証制度およびISMS適合性評価制度である。前者は、2002年10月21日現在、グローバルに149組織の認証取得事業者が存在する。このうち日本は11組織で2位である。後者は、2002年10月21日現在、38組織が認証取得している。

最後に、米国公認会計士協会のTRUSTサービスを紹介する。このうちSysTrustは、情報システムのコントロール(可用性、セキュリティ、インテグリティ、保守性)の有効性に関わる評価である。また、WebTrustは、e-Commerceのためのコントロール(プライバシー、セキュリティ、トランザクションインテグリティ、可用性、機密性等)の有効性に関わる評価である。このTRUSTサービスは日本公認会計士協会により、わが国でも展開される予定である。

## (感想)

約70名という参加者の多さが、「セキュリティ」ないし「セキュリティポリシー」に関するテーマへの関心の高さを示していた。榎木氏の講義は、「情報セキュリティとは何か」という基本から、主要アジェンダである「セキュリティポリシー」を経て、今日的動向である「情報セキュリティ監査」までをカバーしており、受講者全員、時間いっぱい熱心に聴講していた。最後に話された「情報セキュリティ監査の普及と課題」は、今回のテーマに対する、わが国の監査体制制度への提言とも言える結論となった。

## 第93回月例研究会報告

No.526 富山 伸夫

テーマ:「プライバシーマーク制度について」

講師: (財)日本情報処理開発協会

プライバシーマーク事務局長

関本 貢 氏

日 時:平成14年12月6日(金)

場 所:東京労働スクエア601会議室

## 講演要旨

## 1. 個人情報保護の意味

プライバシーと個人情報について考える。プライバシーの概念は、1890年代の米国において、私的な事柄の報道が背景となった、「一人にしておかれる権利」であった。これが情報化社会の到来で変化した、「自己に関する情報の流れを自身でコントロールする権利」とされるようになった。

ここで個人情報とは、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付けられた番号、記号その他の符号、画像若しくは音声によって当該個人を識別できるもの(当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む)」とされている。

個人情報を巡る問題に目をむけると、事業者により、不正な収集・利用や、誤った処理・破壊・改ざん、紛失などが起きている。これは自己の個人情報を自己がコントロールできていない、即ちプライバシーが侵害された状況である。

こうした状況から、個人情報を本人がコントロールできる環境の提供、即ち個人情報保護の促進として、事業者がプライバシーの侵害に至るリスクに対処することが求められる。

個人情報保護の流れを決めたものとして

OECDプライバシーガイドライン(1980.9.23)と、EU指令の採択(1995.10.24、発効98.10.25)がある。EU指令は、EU諸国と同等の「十分なレベルの保護措置」を講じない第三国への個人データ移転禁止(第25条)があり、国際的な同調機運を促進した。

わが国の個人情報保護の取組みについては、民間部門が事業者の自主的な取組みを推進し、1989年経済産業省の個人情報保護ガイドラインをうけて業界ガイドライン登録制度(1989)が始まった。その後1998年JIPDECプライバシーマーク制度となった。さらに1999年コンプライアンス・プログラム要求事項がJIS化された。

自治体においては、平成13年4月現在1,994団体60%で個人情報保護条例を施行している。国においては、「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律」(平成2年10月施行)があるが、全体的な「個人情報保護法」は先の臨時国会で不成立となった。

個人情報保護の概念を整理すると、次の8つの原則に集約される。

- ① 収集制限…同意に基づく適正な収集
- ② データ内容…正確性の確保
- ③ 目的明確化…利用目的の明確化
- ④ 利用制限…利用目的による制限
- ⑤ 安全保護…安全性の確保
- ⑥ 公開…透明性の確保
- ⑦ 個人参加…情報主体の権利の確保
- ⑧ 責任…保護システムの構築と運用

## 2. プライバシーマーク制度の概要

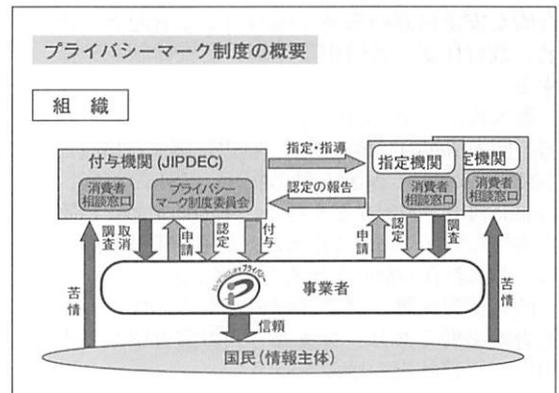
プライバシーマーク制度とは、「個人情報保護JISに適合したコンプライアンス・プログラムを整備し、個人情報の取扱いを適切に行っている事業者を、第三者機関であるJIPDEC(及びその指定機関)が評価・認定し、その証としてプライバシーマークと称するロゴの使用を許諾する制度」である。

その目的としては、事業者には信頼獲得のインセンティブを提供し、消費者には業者の個人情報取扱いの適切性を容易に判断できる材料(マーク)を提供することにある。

この制度を運営する組織は、次の図に示される。

プライバシーマークの付与の対象、付与の単位、認定までの手続き、申請書類、申請から審査までの流れ、認定に係る費用などについては、ホームページ

<http://privacymark.jp/appl/proces.html#1>を見ていただければよい。



認定後に消費者からのクレーム等があれば調査を実施し、改善を要請され、従わなければ認定を取り消すことになっている。また、マークの使用については、有効期限が2年間の使用契約(更新継続あり)となっている。

## 3. 個人情報保護のためのマネジメントシステム(CP)の構築

JISQ15001によるコンプライアンス・プログラム(CP)の基本モデルは、個人情報保護方針と計画(Plan)、実施及び運用(Do)、監査(Check)、代表者による見直し(Action)と継続的改善による保護水準の向上を目指す。これには

- 個人情報保護方針の策定
- 個人情報の特定(個人情報の洗い出し、リスクの検討、手順の確立)
- 内部規程(CPの要素)の整備
- 個人情報保護の体制、権限、責任
- 個人情報の収集規程
- 個人情報利用及び提供の規程
- 個人情報の適正管理の規程
- 個人情報の開示、訂正、削除の規程
- 教育・研修規程
- 苦情及び相談に関する規程
- 文書管理に関する規程
- 監査規程
- 内部規程違反に関する罰則規程
- 問題発生時の対応規程

などの整備が必要である。

## 4. 個人情報保護のためのマネジメントシステム(CP)の導入

導入についてはまず、代表者による導入の宣言によって、個人情報取扱い業務に関わる役員及び従業員への意識付けが重要である。また、CPを実施するための資源の確保として、上に決めた内部規程を適用し、リスク評価に基づき総

合的な安全措置の構築、能力のある管理者の指名、教育体制、苦情相談体制、監査体制を整備する。

導入後は、全てCPに基づき運用することとなる。個人情報の収集・利用・提供に関する措置として、Web上で保護方針の掲示、SSLの対応、Cookie利用の明示などを行う。その他定めた措置を実施して行くわけであるが、最も重要なものには、導入教育の徹底と監査の実施がある。

個人情報保護の実効性確認のためには、導入監査が必要であり、Q & A方式の調査票などを用いて浸透状況の確認を行う。

さらに、事業者の代表者による見直しとして、監査結果、経営環境などに照らしたCPの見直し、監査責任者によるフォローアップが必要である。

## 5. 参考

平成14年度までの累計でプライバシーマークの認定事業者数は449、解除25を差し引くと有効424社となる。事業者の業種で圧倒的に多いのは情報処理サービス業で、他に目立つところとしては人材派遣業、マーケティングリサーチ業、印刷業、学習塾などがある。

### (感想)

個人情報保護のためのプライバシーマーク制度が重要な役割を果たし、関係者のご努力の結果、定着してきていることがうかがわれ有意義であった。ここでもシステム監査の役割が重要であることを痛感した。

## 支部だより

### 北海道支部便り

#### No.893 渡部 洋子

SAAJの皆さま、真冬の北海道よりこんにちは。今日1/15は札幌で最高気温が-8度、最低気温が-15度というこの冬一番の冷え込みです。シバレています。大通公園でも雪像作りの準備に入り、気が付けばもうすぐ雪祭りです。道外の皆さまもぜひ北海道に来て豪遊して冷え込んだ道内景気に火をつけてください。なんて他人任せではいけませんね、自分たちで上向かせねば。

先号で11月の状況までお伝えしましたので、今号でご報告することは少しだけです。

### (1) 第5回勉強会

12月4日(水)に、第5回勉強会を実施いたし

ました。「セキュリティポリシーの実効性を向上させるための運用段階のシステム監査」第92回研究会のビデオ上映およびディスカッションというテーマです。今回の会場は北海道立市民活動促進センター、予約が厳しいのとは他団体の声が非常に良く通るのが難点ではありますが、なんと無料で使える会議室(コーナー)です。全10名の参加を得て、本部から送っていただいた月例会のビデオを上映し、その後ディスカッションと続きました。さらにその後忘年会に突入、盛り上がりました。

### (2) 第1回総会

明けて1月14日(火)に、北海道支部第1回の総会を実施、議決権のある個人会員16名中、参加9名(+2名オブザーバー参加)委任3名ということで成り立ちました。まだ仕組みが整っていないということで、正副支部長、会計、監事、ML担当まで留任、支部運営を軌道に乗せる任を担いました。また研究会担当を2名、広報も1名置き、実践担当も2名配置しました。研究会・勉強会の計画概要、予算案などを審議し、2年目のスタートを切りました。しっかり新年会もやりました。

2002年は全てが初めてでウロウロしながら手探りで進んでいったのですが、これで2年目に入ります。去年出した芽を育てて、双葉くらいにはしていきたいと考えておりますので、皆さまの変わらぬご支援をお願い申し上げます。

### 近畿支部

#### 第79回定例研究会報告

#### 近畿支部 No.162 藤野 正純

テーマ：「システム監査関連の用語について  
一定義と実例による再整理」

講師：公認会計士 藤野正純

日時：平成14年9月27日(金)18:30~20:30

場所：日本ユニシス株式会社 関西支社

これは、日本システム監査人協会報No.68でも一部を紹介した「システム監査用語集」を大幅に補充改訂したものです。日本システム監査人協会近畿支部でシステム監査実践マニュアルの続編を編纂していますが、そのプロジェクトの中で神尾博さんをはじめとするメンバーの方に批判検討をしてもらい改訂したものです。

使いやすさを考慮して、各用語について、定義のほか例示やコメント(補足説明等)を並べて表形式でまとめています。学術的な厳密さ・正確さを探求するだけでなく、監査の現場で役立つ実用性にも配慮したためです。また、必要な項目を読むだけでも監査人の中でイメージの共有が可能となるような記述を心がけたつもりです。

取り上げた用語は、次のとおりです。( )内は用語の数です。

- ・ 情報システムに関する基礎用語(16)
- ・ セキュリティに関する基礎用語(11)
- ・ 監査とはなにか(17)
- ・ 監査実施に関する用語(8)
- ・ 監査手続に関する用語(7)
- ・ 専門用語としての意義が無視されがちな会計監査用語(2)
- ・ 具体的な解釈の難しい、あるいは混同しやすいシステム監査基準に出てくる用語(3)

システム監査の現場で、専門用語に対する解釈がシステム監査人毎に異なっているために監査の実施に支障を来したことが、用語集をまとめるきっかけでしたので、監査人の中でイメージの共有が出来るような配慮がされています。

例えば、「システム」の場合、定義は一応提示した上で、システムには大きく分けて3通りの意味合いで使われることがあるので、どの意味合いで使うのかを監査人の中で確認を行うのが望ましいとコメントしています。

あるいは、「棚卸」には会計用語としての意味と、普通名詞として「他人の欠点を並べ上げる」という意味しかないのだが、「すべてを洗い出す」という誤用が増えつつあり、将来はこの意味でも辞書に載るかもしれないとコメントして、用語集の利用者に正しい用法を強制することをしていません。

利用者の利便を考慮したため、思い切ってシンプルに定義している用語もあります。

例えば、「セキュリティ」は「情報システムの可用性、機密性、保全性を確保し維持していくこと」という定義では、保全性の意義や信頼性の意義が様々な立場で定義されている中では意義の混乱に陥りやすいので、「リスクにさらされるものをリスクから守ること」と定義してみました。

また、「脅威」の構成要素である「災害」「障害」「不正・犯罪」では、出来るだけ多くの例示を掲げて、利便性を図りました。

さて、本題の「監査」については、定義に新奇性はありません。ただ、「認証」や「診断(コンサルティング)」と比較することにより「監査」の意

義がよく見えてくるように考えましたので、例示とコメントの欄でそれぞれの特徴を強調して対比してみました。

例えば、「監査」は合理的な基礎にささえられて意見を表明するが、「診断」における意見は説得性があれば客観的でなくともよい。「認証」は「規準」のない事項については判定しないが、「監査」は「規準」がなくても意見を述べなければならぬ。「監査」はひとりでは出来ないが、「診断」はひとりでも出来る。「認証」は格付けを伴うことがあるが、「監査」は格付けは行わない。「診断」は経営者に満足を与えればよいが、「監査」や「認証」は経営者におもねることは避けねばならない。等々

今回発表しました「システム監査関連の用語について」は、一定義と実例による再整理—と副題にあるように、的確な例示を挿入することで、難解な定義によるよりもやさしくイメージとして意義が伝わるように工夫しました。

例えば、「証明」と「検査」と「試験」には次のような例示を掲げました。「巨大なソフトウェアにバグがないことを証明するのは、事実上不可能である。」「SEが外部委託したプログラムを検査し、一部を不合格と判定した。」「営業所に導入したADSLの速度測定試験を行なう。」

監査実施に関する用語は、どれも、なかなか理解を得られにくいものです。そこで、ここでも例示を活用してみました。それぞれの定義は略して例示だけを並べると次の通りです。「監査目的—(A社の)情報システムは有効に機能しているか。」「監査目標—最近更新したA社の販売管理システムは有効に機能しているか。」「監査要点—(最近更新したA社の販売管理システムで)要求定義を満たす仕様が実現できているか。」

「監査手続に関する用語」では、「監査証跡」の具体例に、アクセスログやウイルス対策ソフトのバージョンアップ履歴ファイルを示しました。伝え聞くとところによると、システム監査実践セミナーで監査証跡という用語を知らない受講生がいたとか。そのような方の一助にはなるでしょう。

「予備調査」と「本調査」は、程度の差をとらえている監査人が多いようです。ここでは、監査計画を立てるための調査を予備調査と位置づけることで、両者の曖昧さをなくしました。また、監査契約を締結する前の手続きを「事前協議」と定義づけることで、予備調査と事前協議の区分が明確になり、監査チームの中で今は何をしているのかの認識を統一できるのではと期待

しています。

最後の「具体的な解釈の難しい、あるいは混同しやすいシステム監査基準に出てくる用語」は、定義付けが悩ましい用語をとりあげて、このような解釈も出来るよといったところを示したものです。これが、監査現場での解釈のすりあわせの際に参考となれば幸いです。

以上が例会で発表した内容です。あれもこれもお話しして、ご質問を受ける時間がとれませんでした。例会の後の飲み会で、誤字の指摘に始まり別の解釈や意見の相違に至るまで様々な指摘や質問を得られました。重大な意見の相違はなく、ほとんどは私の舌足らずからくる誤解であって、説明をすると納得してもらえ大方の賛同を得ました。それらを反映したものを私の個人のホームページ (<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/fujino/>) に載せていますので、ぜひご覧いただき忌憚のないご意見をお聞かせください。

なお、システム監査用語集を検討するMLを立ち上げて議論を進めようという案があります。MLでは意を尽くせず、オフミーティングでない議論がすれ違ってしまおうという意見もあり、未だ、MLは立ち上がっていません。いずれにせよ議論の場が立ち上がりましたらご案内いたしますので、システム監査用語で意思の疎通が出来るような環境作りにご協力ください。

### 近畿会主催

### システム監査実践セミナー報告

#### No.1012 津田 圭司

関西地区第3回システム監査実践セミナーが11月23日(土)、24日(日)の2日間にわたって開催されました。

セミナーは20歳台から60歳台までの多様な年齢構成からなる14名の方が受講されました。セミナーの中では3～4名の4チームを編成して、インタビュー、討議等を行っていただきました。

受講の動機としては、システム監査実務の習得や業務上の必要性といった従来のものに加えて、システム監査ビジネスの発展への期待、公認システム監査人の資格維持といった新たな動機が見受けられました。特に独立されている方を中心に、システム監査ビジネスへの期待といったご意見を複数聞くことができ、システム監査への認知と期待が高まっていることが実感できました。

実践セミナーの内容は受講者にシステム監査

の流れ、個々の手続、監査上の問題点を模擬的に体験いただくことに重点をおいたものとなっています。教材は過去に近畿会メンバーが行ったシステム監査普及サービスによる実際の事例を基に作成されたものです。講師陣の多くが、教材の基となったシステム監査に関与していたため、臨場感のあるインタビュー対応がなされていました。受講者は、監査チームごとに監査計画立案から監査報告作成、監査報告のプレゼンテーションまでの実務の流れに沿った演習を行っていただきました。

第1日目午後からの開会セレモニーの後、石島副会長によって「システム監査の最新動向」の講義が行なわれました。システム監査およびシステム監査基準をめぐる動向、公認システム監査人制度等についてお話がありました。

続いて、土出さんによって、「システム監査実践マニュアル参考資料」をもとに今回の演習の進め方・手順が説明されました。チーム内の議論においては、各人の得意分野などの背景や用語の解釈といった相違点をふまえて、相互理解をはかることが重要であるとのアドバイスがありました。用語の解釈を共通理解するために藤野さんが作成された「システム監査用語集」も配付されました。また、システム監査の実施にあたっては、理想状態だけを追い求めるのではなく、顧客のIT活用成熟度や理解を考慮する柔軟性が重要であると説明がありました。

この後は、社長および管理部長に対するトップインタビューと資料調査をふまえて、各チームに監査計画を策定していただき、発表をいただきました。

インタビューは講師が会社の社長、管理部長の役割を演じて対応しました。実際の監査と同様、インタビューの進め方によって、引き出せる情報は異なるものとなっています。インタビューや検討はチームごとに別の場所で実施されたため、他部門の検討状況やインタビュー内容の経過を知ることはできません。



監査計画の発表に対する講師の中間講評では、インタビューにおける自分の知りたい情報を相手から引き出すための注意点、監査計画における目的から手順の整合性の確保、プレゼンテーションにおけるテクニックなど実践的なアドバイスが提供されました。

夜には懇親会が開催され、夜遅くまで歓談が続きました。

2日目は、監査計画書に基づいて、さらに電算課長や店長などに対するインタビューおよび資料調査がすすめられ、それを元にチーム内の議論が活発に展開されました。午後には、各チームによって監査報告書がまとめられ、20分の持ち時間で発表されました。監査報告は社長、管理部長のトップ2名に対して報告され、トップからの質問および総評という実践的な形で行なわれました。トップからの総評は、問題となる事象が明確になったことを評価する一方、「当社で問題が発生している原因はわからなかった」等の監査を受ける立場から行なわれました。

その後の講師による講評ではセミナーへの意欲的な参加と初めての実践、制限された時間、急造チームという制約の中での報告内容のレベルが評価されました。また、以下のような意見が今後のアドバイスとしてあげられました。

- ・ 問題に対する会社独自の根本的な原因を掘り下げてほしい
- ・ 事実を証拠立てて確認してほしい
- ・ 現象と原因を混同し、表面的な対応にとどまらないようにしてほしい
- ・ インタビューの回答は相手の立場を反映したものとなる可能性があることに留意して欲しい

今回の受講者の皆さんは深夜1時すぎまで議論をするチームもあるなど非常に熱心にセミナーに取り組んでいただきました。受講者の皆さんの感想は、

- ・ 一連の作業を体験でき、勉強になった
- ・ 期待以上の成果でした
- ・ 時間はタイトでしたが、全体の印象・内容はよかったです

など、概ね好評でした。

なお、今回の講師は近畿会の安本会長、石島副会長、土出、中谷、藤野、馬場、清水、日高、浦上のベテランメンバーが担当しました。また、近畿会の山田副会長、深田、津田、大西が事務局および講師サポートとして対応、さらに東京の事例研究会から沼野さんに東西交流の一環として参加いただきました。

受講者の皆さんからいただいたアンケートや

提出された課題論文結果を踏まえ、今回はさらに質の高いセミナーをご提供できるよう工夫して参ります。サポートメンバーを含めた講師陣一同、熱心な受講者の方に恵まれ、よい経験をさせていただいたと感謝しております。受講者の皆さん、ありがとうございました。



### システム監査実践セミナー(近畿会) 受講報告

情報システム監査(株)  
No.6017 久保 昌子

平成14年11月23日(土)・24日(日)の2日間、システム監査実践セミナー(近畿会)に参加させて頂きました。システム監査人協会で行った「システム監査普及サービス」をケーススタディとし、トップインタビュー・監査計画書の作成・本調査・監査結果の報告など、実際のシステム監査に近い演習を4グループに分かれて行うという内容でした。

今回の受講者は15名で、多くは公認システム監査人を目指して参加されている方でした。経済産業省のシステム監査技術者試験に合格している方や、ITコーディネータ等の資格をすでに取得されている方が大半でしたが、システム監査の経験者はごく僅かでした。また、自治体からも、システム監査の勉強の為に参加されている方がいて、昨今の自治体のシステム監査への関心の高まりを感じました。講師・スタッフ陣には安本近畿会会長をはじめとする14名の方々が名を連ねておられ、セミナー期間中を通して手厚いサポートを頂きました。

演習を始めてまず感じたことは、年齢も経歴もそれぞれ違うメンバーがチームを組んで監査を行うことの難しさでした。私の所属したチームのメンバーでは、監査業務に少しでも携わっ

たことのある者は一人のみで、また事前購入の「情報システム監査実践マニュアル」を全員が充分読み込んだとは言えない状態で始まったため、基礎的な部分で足並みを揃えるのにかなりの労力を要した面がありました。また、受講者全員に通じるのですが、ケーススタディの業界に関する知識を事前に仕入れて演習に臨まなかったことは大きな反省点と言えます。実際の監査で必要となるのは勿論のことですが、2日間で予備調査から報告書執筆まで行うというタイトなスケジュールの中では特に充分な事前準備がものを言うことを、演習を通じて痛感した次第です。次回の実践セミナーに参加される方には、ぜひ参考にして頂ければと思います。

受講者として反省点も多かった実践セミナーでしたが、システム監査の流れを自分自身で経験できたことは、大変有意義でした。特に本調査でのインタビューと監査証拠の収集は、それなくしては監査報告書を書けないという部分を実地で体験できたという点で非常に貴重だったと思います。監査報告書や課題論文を作成する段になって“この部分も確認できていない”と気付いては、果たしてその結論で良いのかと迷うことが何度もありましたが、セミナー終了時に頂いた講評での「質問が甘い」という指摘はまさにその通り。その他にも自分の今後の課題を明確にして持ち帰ることができ、単に経験を積む以上の勉強になったと思います。また、懇親会や食事の席等で他業種の方々のお話を伺うことができたことも、刺激になりました。

最後になりますが、実践セミナーに関してお世話になった皆様にお礼を申し上げて、受講報告に替えさせていただきます。大変有り難うございました。

### システム監査実践セミナー(近畿会)を 受講して

No.264 三橋 潤

11月23、24日近畿会主催の実践セミナーに参加しました。11月初旬に郵送されてきた事前配布資料について、「この資料にそって説明してもらえらんだな」と思いパラパラと見ただけの気楽な心構えでセミナーに参加したのですが…。

しかし、セミナーは即、実践モードに入りお慌て。事前配布資料を熟読していなかった事を大反省しながら、トップ・インタビューに突

入しました。事前配布資料の熟読が、予備調査の段階に相当すると思いますが、予備調査無しで本調査に入ったようなものです。

今回のモデル企業はチェーン展開している会社で、講師の方々がモデル企業の社長や管理部長・店長さん役になり、我々駆け出し監査人がインタビューしたわけですが、講師の方々はなかなかの役者ぶりで、店長さんなどは会社への不満も愚痴するという演技派でしたね。

準備不足のためインタビューでは切り込んだ質問ができなかったのが残念ですが、まさに、実践セミナーの名の通りシステム監査を体験でき「経験を積みば何とかかなりそうだ」という感触を得たことを喜んでおります。

今回のモデル業種は流通業にあたりますが、実際のシステム監査では、業界別の知識や経験が必要で、被監査企業に応じて知識・経験を持ったシステム監査人のチーム編成が重要だと痛感しました。監査の実績やノウハウの蓄積が重要ですが、システム監査が広く実施されるようになると、システム監査人も得意分野を決め専門性を高めていく必要があると感じています。

講師及び事務局の方々には、大変お世話になり有難うございました。

### 2002年度合宿報告

中部支部

中部支部では11月30日、12月1日の2日間で恒例の合宿を実施した。今年度は日本システムアナリスト協会との共同開催で、例年とは趣の異なる合宿となった。

#### 1. はじめに(当日のあいさつ)

NPO日本システム監査人協会

中部支部長 山崎 拓

中部支部の合宿も今年で7回目、今回は初めてアナリスト協会中部支部と合同で行うもので、また、東京から2名、ソフピア企業から2名の参加があり、総勢27名の2002年の締めくくりとしては、大変楽しみなイベントとなった。参加の方については、この機会を通じて、自己研鑽、情報交換をして、有意義な時間をすごしていただきたい。

ところで、2002年は、NPOシステム監査人にとって飛躍の年になった。中部支部においても、11月実施のソフトピアでの講演会、富山での特例会は大変実りのあった活動だった。これらが成功したのも、会員各位の努力の賜物である。

次年度以降も、中部支部全員で企画し、発信し、参加することを目標に行動し、システム監査の普及・啓蒙に努めてほしい。

## 2. 開催概要

- (1) 日 時：11月30日(土)13時～  
12月1日(日)12時
- (2) 場 所：岐阜県大垣市ソフトピアジャパン  
センタービル11階 中会議室3
- (3) 宿 泊：ソフトピアジャパン  
「ワークショップ24」7階
- (4) テーマ：IT社会と情報セキュリティ
- (5) 参加人数：27名
- (6) 参加費：中部支部会員 12,000円  
非会員 13,000円

## 3. スケジュール

<11月30日(土)>

13:00 受付開始

13:00～14:00

開会挨拶、本年度活動報告、来年度計画

14:45～15:00 講演(1)

SAAJ中部支部 森 広志

「Webショップのシステム監査」

15:00～15:15 休憩

15:15～16:00 講演(2)

JSAG中部支部 石井 成美

「システムアナリストから見た  
情報システム監査」

16:00～18:00 グループ演習

「システム監査の有効性と限界」について

18:00～19:30 夕食/懇親会

19:30～21:30 グループ演習(続き)

<12月1日(日)>

8:00～9:00 朝食

9:00～9:50 グループ演習(続き)

9:50～10:40 グループ演習成果物発表

10:40～10:55 休憩

10:55～11:40 講演(3)

SAAJ中部支部 大庭 晋

「『システム監査の資格、なぜ取らな  
きゃいけないんですか!』と部下が逆  
切れした時の対応マニュアル」

11:40～11:50 感想

11:50～12:00 閉会挨拶

12:00

解散

## 4. 講演

### (1) Webショップのシステム監査

発表 No.848 森 広志

要約&コメント No.678 堤 薫

(要約)

富山県の委託を受け、県内の中小企業のIT利用促進を図るためにITレスキュー隊としてプロジェクトが発足、パソコンLANの導入支援やHP開設の助言等のサービスが実施されている。

その中で電子店舗(Webショップ：以下WSと略す)での効率が高い事例に注目した。今後、地方においてもWSの果たす役割が重要と考え、それを評価し改善案を出すことを目的として監査的な視点での取組み内容について事例発表がなされた。

WSは無店舗、24時間対応、規模に依存しないという利点がある反面、6割以上がマーケティング等のノウハウの壁にぶつかり、WSの有効性を発揮できないでいる。個人企業でも一般企業の基幹業務プロセスが必要でありWS運用体勢やコンテンツに係わる構築も重要な要素となる。広範な調査項目に対して信頼性・安全性の観点及び経営に対する有効性に絞って監査の試みを行った。

前者はセキュリティ対策に着眼してニーズ、目標、制御、情報システムとの整合性を着眼点とした。

特に小企業のLANは分散管理方式の場合が多くセキュリティに弱いと、ネットワークOS固有のセキュリティ機能を十分発揮させる対応をとった。

後者は監査実施基準を基にSWOT分析、CSF分析等を駆使し経営戦略と整合のとれた改善指示を提案する手順や、評価項目を事業貢献度、投資効果達成度、情報活用度、インフラ利用度、ユーザ満足度について、それぞれの評価を重要度と評価値からの積数を合計一覧表に纏めて、システムの有効性をビジュアル化する方法を示している。

(コメント)

経済産業省発表によるとBtoCの市場規模は2001年では1兆4840億円で全体の0.55%を占めている。2006年には16兆2970億円で、5.8%と急拡大が見込まれている。地方の経済の活性化にこのWSは期待ができる領域で、これに着目した監査は注目に値する。ただし、開業にあたり、当事者は如何に代金を回収するか、クレーム対応、法的な側面などが脳裏を離れないと思われる。

この取組みにこれらも加味したものを付加するとさらに優れた監査内容になると考える。

## (2) システムアナリストから見た情報システム監査

発表 JSAG中部 石井 成美

要約&コメント No.822 田中 勝弘

(要約)

石井氏は、システムアナリスト協会の会員であり、ベンダーの立場からシステムマネージャ、プロジェクトマネージャおよびシステム評価など、製造業を中心に幅広い業務を行っている。

講演では、まず冒頭に情報処理技術者試験の資料を引用し「システム監査技術者」および「システムアナリスト」の対象者像、役割と業務、技術水準と、システムアナリストの位置付けを確認した。さらに情報システム監査の監査主体(分類)について説明した上で、「システム監査技術者が専門職業として成立するか?→内部監査を保全するコンサルタント的な外部監査?」との問題提起を行った。

続けて、「システム監査 実践マニュアル」のコラムを引用して「システム監査では費用を請求しにくい、コンサルティングなら請求しやすい」などの話を盛り込みつつ、次のテーマについて発表した。

- ・企業経営者がシステム監査に期待するもの
- ・情報システム監査の必要性
- ・情報システム監査のケース

情報システムの評価とシステム監査は、目的も対象も一致する部分が多い。客観的な第三者の立場で情報システムの評価を行い、システムアナリストを支援するのがシステム監査である。このことから、評価でないものをシステム監査が支援するとの考えを示した。

また「経営環境の変化」、「情報技術の進歩」に伴うコンサル、システム監査の役割について、ITコーディネータのプロセス図を元に、事業戦略リンクでの情報化検討のプロセス、構想企画フェーズの検討ステップと主要アウトプット例を示して講演者自身の意見を述べられた。

質疑応答では、コンサルタントとシステム監査の違いや構想企画の進め方について活発な意見があった。

(コメント)

今日の社会情勢では、経営者のビジョン実現手段として、情報システムの有効活用がキーとなりうる。その中で経営者を支援する立場にお

いて、システムアナリスト、システム監査人に求められるところは、情報化社会の健全な発展への貢献であることには変わらない。内部にせよ外部にせよクライアントのニーズに的確に応えることが重要であることを確認できた。



講演

## (3) 「システム監査の資格、なぜ取らなきゃいけないんですか!」と部下が逆切れした時の対応マニュアル

発表 No.790 大庭 晋

要約&コメント No.395 田原 保

(要約)

講演の式次第を見てエッと驚く内容であった。しかし、表題のテーマはイントロダクションであり、本題は合宿テーマである「システム監査の有効性と限界」について、大庭氏の持論や課題・問題意識が述べられている。イントロダクションとして発表されたのは、「どうもシステム監査の人気がなくなってきている。」との状況認識を危惧され、何とかシステム監査の取得促進を推進できないか? 活性化の推進が必要ではないか? との問題提議であったと理解した。

そもそもシステム監査という響きからくるイメージは、東京地検特捜部・査察のような硬い暗いものであり、今後資格取得を活性化させるためには木村拓也が主演する 트렌ディードラマなどでイメージアップ戦略を図る必要があるのでは? と説いている。またシステム監査を平易に一般人が分かりやすく理解させるにはという論理展開の中でうまく本題であるシステム監査の有効性と限界について結びつけられた。

限界とはどういうことか? 有効性とは何ぞや? 誰が考える問題なのか? そもそも何を監査するのか? という問いに対し、「構造」を入れると分かりやすくなると発表された。ここは理解しにくい点であったが、システム監査の方法論

をチャレンジングに工夫・変革させていくことで新たな監査の側面・価値が生まれてくるはずであると結論づけたと認識している。

最後に年齢と共に基礎力が低下するため常に勉強が必要であると結ばれた。

(コメント)

難しい発表だったので自分なりの理解を要約の中で表現した。多少、本人の意図と違っているかもしれない。合宿は初参加でしたが、活発な討議に参加できたことをうれしく思う。今後の自己啓発になった。

## 5. グループ演習(A~Eの5グループ)

### (1) Aグループ

メンバー 石井、岡田、田原、原(善)、山田  
報告者 No.810 岡田 博基

概要=討議の主な視点

#### a. 役割と技術者の分類の問題

監査人/ITC/アナリスト/PJマネージャといっても、発揮する役割が違うだけで、多くのケースにおいて「ヒト」は重なっている。そこで、分類にこだわるというより、それぞれおかれた立場で成果を出していくものだという認識が必要ではないか。

例えばある会社では、現場からの情報システムの発注に当たっては、常に情報システム部門がその妥当性をチェックして、有効に機能している。つまり、監査人的な役割を發揮している。ただし、監査専門の部門ではないし、情報システム部(自分自身)からの発注になると、なかなかチェックできない。(第三者でないので監査にならない)

#### b. より監査の有効性を高めるためには

##### (a) 監査に対する意識

昔から、商売では目の肥えた客がする批評のフィードバックは大きな意義をもっていた。その中で、ほめられたり、指摘されたりというサイクルが、自然にあるべきである。こんな風に、他の業界との対比(要は「例え話」)から、有効な視点が得られる事が考えられる。

##### (b) 監査技術の向上について

- ・ まだ基本スキルの平準化が必要。チェックリストの整備なども途上である。
- ・ 技術の進歩が著しい。専門領域・技術の監査スキルは、切磋琢磨/コラボレーションの中で磨いていく必要がある。
- ・ ビジネスモデルの獲得 = まだ、監査がビジネスとして機能していない面がある。
- ・ 格付け会社やISOのような営業センス

(?)も必要。たとえば、公共のシステムをどんどん監査して、その結果を公表するなど。存在感を認識してもらおう。法的な支援を得るための働きかけも、引き続きやっていく事も必要。

### (2) Bグループ

メンバー 請井、梶川、堤、森、若原  
報告者 No.947 梶川 明美

システム監査の限界を情報セキュリティの観点に絞り考察した。情報セキュリティを確保するには「テクニカル」面とヒューマン系の「モラル」面が両輪の輪となっている。

前者ではセキュリティ対策について、大企業と中小企業で分けて整理した。

その結果は下表の通り。

日本の企業の98%は中小企業である。中小企業のセキュリティ対策は立ち遅れているが経営者は、セキュリティ対策は義務との認識を持つべきである。

後者では、「けん制」と、「教育・啓蒙の徹底」がポイントになる。

「けん制」には「みせしめ」と「法的な規制」が挙げられる。「みせしめ」では、ログ等にて不正行為は露見するものとの自覚させる。みずほの事件では、本来の責任者に対して「みせしめ」の機能が働いているとは思えない。宇治市の事件では、データを悪用した者のみならず、発注者側の責任も問われた判例には注目したい。

「法的な規制」では、厳格な罰則の設定による抑止効果である。また、システム監査の法的に義務化することで、情報セキュリティの適正な確保が図れる。

「教育・啓蒙の徹底」ではリピートが大切、「理解と納得」がキーワードだ。善悪が頭でわかる(「理解」している状態)レベルではだめで、「納得」し行動のレベルまで進展させることが肝要である。



グループ演習

**(3) Cグループ**

メンバー 植野、勝野、澤、中村(哲)、山内  
 報告者 No.495 山内 美佐子  
 「システム監査の有効性とその限界」という大きなテーマをどうにかして咀嚼するために、まず、現在システム監査が抱えている問題について整理した。そして、限界点として「内部監査人はどこまで報告できるか」、という問題を炙り出した。

			ウイルス対策ソフトの導入	
	ISMSへの取組み	セキュリティポリシーの策定	基本ソフト	パターンファイル更新
大企業 (2%)	○	○ (90%)	◎ (100%)	△ (40%)
中小企業 (98%)	×	△ (10%)	△ (20%)	×

内部監査人は、内部というしがらみ、短時間でシステムを評価しなければならないという制限を超えて、説得力のある報告書を提出することが求められる。特に未稼働のシステムを評価するというのは非常に難しく、高い技術力が求められる。

今回のテーマの元となった浜松での例会「現在進行中の事態に監査はどこまで迫れるか」の中でも、「進行中の問題はPMの仕事」という意見が出されている。しかし、システム監査として「PMの責任」と手を拱くのでは無く、「経営者に対してシステムの状態を監査して報告する」という立場から考えても、冷静に判断し、タイミングよく報告する役割が重要となる。

次に、監査技術を高め、効率的な監査を実施するためには、ガイドラインや基準を整備することから始まる。加えて、より正確な評価を行うための経験の蓄積、監査技術だけでなく経験の蓄積(専門分野、業務に伴う評価の蓄積)や学術経験者の理論的な裏付けなども共有して財産とすることが必要である。

一方で、「監査が有効に活用されていない」という問題も議論された。これには、先日朝日新聞で、行武会員が「私の視点」を発表されたように、監査を行う効果を示すというのもひとつの手である。例えば、世間を大きく騒がせた問題(例えばみずほ事件)について、マスコミに報道されている内容やその他の情報をシステム監査人として分析して公表することにより、システ

ム監査の有効性を認知させることも方法論として考えることが出来るのである。

このような時期であればこそ、システム監査のビジネスチャンスとして行動すべきである。

**(4) Dグループ**

メンバー 大野、関口、張(瑩)、中村(博)、山崎(敏)

報告者 No.877 中村 博  
 冒頭に「システム監査を有効にするために」という視点で議論した。その結果、「システムをプロダクトとして扱うという考えを浸透させる」という結論に達した。この考えにたてば、工業製品(ハードウェア)のように、品質保証の考えが出てきて、工程管理がきちんとされ、アウトプットの保証がされるようになる。

そこでシステムの品質を保証するための監査が、認知されるだけでなく活用されるようになると考えた。

なぜ、このように至ったか? 議論は「うちの会社のシステム開発は、…」という嘆きから始まった。その発言を受けて、国内のシステムを受託開発している張氏から中国の開発体制と手順の現状の説明があった。この違いは、中国では受託開発のため要求の分析、品質検査などの手順が明確に分かれているが、日本では、あいまのままになっていることである。この違いの発生原因を考えると、中国では受託開発という製品と扱われているのに対して、日本では社内で使用するツールとして扱われるため、

- ・自分で使うための道具であるため品質の保証が不要だった。
- ・発注者と利用者が同じため、システムの有効性の説明責任がなかった。
- ・経営者が疑問に思っても、客観評価ができなかった。
- ・社内システムへの監査、品質保証などは、最初のコストカットの対象であった。

という状況にあり、監査の普及を妨げていた。しかし、現在、

- ・セキュリティポリシーについては、必要性が認められてきた。
- ・経営者から、有効性の客観的評価が求められるようになってきた。

など、監査の有効性が認められてきている。これを追い風にして、監査の有効性や必要性の啓蒙活動をしようというまじめにいたった。

**(5) Eグループ**

メンバー 栗山、田中、張(建)、原(純)、  
萬代、山崎(拓)

報告者 No.615 萬代 みどり

**a. システム監査の7つの限界**

まず、システム監査が普及しない要因を洗い出し、それを「7つの限界」として取り纏めた。

- ・ 法的な強制力が無いため、普及しない。
- ・ システム監査人個人の能力に依存する。
- ・ 第三者の監査は形式的になりがちである。
- ・ 社内のシステム監査人の場合、社内ポジションにより影響を受ける。査定をする上司の評価を悪くする報告は上げにくい、というのが現実である。
- ・ 監査の対象が情報システムに限定されるため、経営問題に起因する事柄にまで踏み込めない。
- ・ 経営者の理解が得られない。
- ・ システム監査をタイムリーに行うのは難しい。

**b. 限界を打破する7つの提案**

これらの限界を打破する方法を検討した。

- ・ e-Japanでは、情報セキュリティ監査実施が推奨される方向にある。これがきっかけとなり、自治体だけでなく、広く一般企業にまで波及することが期待できる。
- ・ 公認システム監査人制度によりスキルアップが義務づけられている。例会を充実させて、例会で個人の能力向上をはかれるようにする。
- ・ 客観性維持には、形式的なチェックも必要である。外部からの監査報告を外圧として利用することもできる。
- ・ 社内のシステム監査人を経営トップ直属とし、社内的な地位の保全をはかるべきである。
- ・ 経営者側に情報システムがわかる人材が必要である。CIOを置くべきであり、情報システム部門からCIOに上がるキャリアパスを形成すべきである。
- ・ システム監査の費用効果がわかる形へ持っていくべきである。
- ・ 実際にシステム監査を行って改善された事例を蓄積し、それを情報発信すべきである。

**6. 合宿に参加して(感想)****(1)合宿の感想**

(株)プリモス 張 建

普段システム監査/アナリストに全然縁がない素人が、このような合宿に参加して大丈夫かなと心配していた。

演習の議題は「システム監査の有効性と限界」だが、私の場合は、システム監査とシステムアナリストについて、何の知識もないため、「システム監査とは何か?」から始めなければいけなかった。皆さんの発表を聞かせて頂き、システム監査/アナリストは「情報システムの悪いところを検査してくれるお医者さん」と言う程度のイメージをおぼろげながら持つに到った(小学生っぽくて、すみません)。

最近取引先から某大手メーカーの社内管理システムを受託して、開発を行った。名の知れた会社なのでしっかりとしているはずだった。しかし、設計書を頂いてから開発が終わるまで、共通関数のインターフェースの変更や、テーブルレイアウトの変更が絶えなかった。仮に、開発段階で、システム監査/アナリストが入って、システム構築のきちんとあるべき姿をしっかりと分析し、変更の可否を実作業に入る前に指摘いただければ、末端で働いている人がもっと楽に仕事ができるのではないかと思った。

今回の合宿は、「システム監査/アナリストとは何か?」を考える非常に有意義な機会だった。そして、色々な会社の色々な方と知遇を得られたことが一番大きな収穫だった。参加された方々は仕事が忙しいにも関わらず、真剣に議題について、議論している姿に大いに感動した。私もいつか、システム監査をいれて、仕事するような会社になるように頑張っていきたいと思う。これからもどうぞよろしくご厚意致します。

**(2)SAAJ/JSAG中部支部合同合宿に参加して**

JSAG中部 請井 政広

「やっぱりシステム監査人としても仕事できなきゃあかん」と考えさせられた二日間であった。

私は「システムアナリスト」という情報処理技術者試験区分が出来る前までは、「システム監査」情報処理技術者試験に向けて勉強をしていた。当時のシステム監査情報処理技術者試験は、合宿の話題でも出ていたが、「閻魔台帳形式」の色が強かったような気がする。たくさんのことを覚えることが嫌いな私は、三度の不合格の後、「実務で使う機会もないし、監査のなんだ

るかがわかったからいいや」と自己満足し、当時私の上司でもあったJSAG中部支部長の関口氏がシステムアナリストに合格したこともあって、「どうせ受かるならシステムアナリストや！これからのトレンドにもなるだろし、受かっている人も少ないし、名刺にいれると格好いいし…」とシステムアナリストを目指した。まさに大庭氏の講義にあったような「逆切れ人間」であった。

そんな不純(?)な動機でシステムアナリストに合格した私だから、今回の合同合宿の前までは「システム監査はシステムアナリストがいればできる」と息巻いていた。が、私だけかもしれないが、どうしてもシステムアナリストは自分で考えたことが正しくて、その通りやればいいというイノシシコンサル(笑)してしまいがちで、それを止めるべくシステム監査人がいないと、よりよいシステム構築ができないものだとして再認識した。

JSAG中部支部は、本年度より本格的に活動し始めたばかりである。今回はSAAJ中部支部におんぶにだっこ状態で参加した形であった。とはいえども、今回の合宿には両協会に属しておられる方も多く、今後も合同合宿を続けていければ、今回の盛り上がりも続けていけるかと思う。来年も是非参加したいと思しますので、今後ともよろしく願いいたします。

### (3)期待を上回った

SAAJ/JSAG中部支部合同合宿  
No.849 原 純江

中部合宿への参加は2度目であった。前回(一昨年)の合宿が有意義だったとはいえ、岐阜県大垣で開催される合宿へ横浜から参加するのは、正直かなり大変であった。しかし結果は満足できるものであった。満足度の評価で「期待を上回る」という表現を使うが、今回の合宿はこの言葉通りであった。

合宿には、3つの柱として講演、グループ演習、懇親会があった(と勝手に思っている)。

講演は3つ、システム監査に関連するテーマを、異なった切り口でまとめ、笑いも交えた発表はSAAJ中部ならではの内容であった。特に、合宿の最後の講演「システム監査の資格、なぜ取らなきゃいけないんですか！部下が逆切れしたときのマニュアル」は、軽妙なタイトルとは異なり、今回の合宿のテーマとも通じる「システム監査」の本質に迫る(オーバーか?)内容であった。「図解システム監査」本の提案には思わず笑ってしまったが、妙に説得力があった。更に「若い人

の基礎力の低下」の指摘には考えさせられた。

私にとって最も有意義だったのがグループ演習である。今回のテーマは「システム監査の有効性と限界」。興味深い非常に大きな課題のため、最初はどうなることかと思ったが、メンバーのシステム監査に関する想いや事例などを情報交換することから始め、2日目の発表までこぎつけた。他のチームの発表も様々な視点からの考察がまとめられており、参加者の知識と意識の高さを感じる内容だった。

お楽しみの懇親会は、夕食後に場所を移して和やかに行われた。幹事の方々と参加者の協力で、珍しいお酒やナッツ類が揃い、参加者の公私にわたる豊富な経験に触れることができ楽しい時間を過ごした。

色々な人々との交流を通じて刺激を受けた合宿であったが、残念なことに私の場合、効果が持続しない。従って、一年に一度自分に活を入れるために、来年も参加することになりそうである。



懇親会

### (4)SAAJ/JSAG中部支部

2002年度合同合宿に参加して

No.1179 中村 哲也

今回の合宿参加の目的は、ひとこと言って「刺激を受ける」ためであった。この目的は十分達成できたと思う。

参加メンバーはシステム監査人、システムアナリスト、ITC、PMといった複数の立場で活躍中の猛者揃い。「システム監査」「現状システム分析」「プロジェクトの問題発見」の比較など興味深いテーマの議論が繰り広げられる。

グループ演習では、各メンバーの業務経歴に基づく貴重な意見を聞く機会を得た。参加前には自分が発言できるだろうかと不安もあったが、いくつか意見を述べることもできた。

「最近の若い人達の基礎力低下を感じる」。2日目の講演中での意見である。「システム監査」という主題からは外れるが、この発言のインパクトは大きかった。ここでいう「基礎力」とは「読んだり、書いたりする力」を指している。講演後の質疑応答でもこの話で盛り上がり、「情報処理試験の問題文を読ませた時に、読む速度が遅い」「論文を書かせた時に、構成を考えずに書く人が多い」などの事例が挙げられた。その原因については「インターネットで情報を飛ばし読みする生活習慣」「大学で卒業論文を書かないなど、書く機会が減っている」といった意見が出された。この話は合宿終了後も気になり、自分自身であれこれ考えた。「読む力(理解力、吸収力)、書く力(表現力、構成力)が弱くなった」とはどういうことなのか?そして私がつどり着いた結論は、「最近の若い人達が、他人から、大きな影響を受けたり、大きな影響を与えたりすることが少なくなっている」という答えである。この話は職場を前提にしているから、「職場においてそうした人間関係が少なくなっている」ということになる。この「おまけ」の考察も、今回の貴重な「刺激」の成果である。

### (5)合宿の熱気

No.962 山崎 敏夫

毎日新聞に「生きる者の記録」という末期がんを宣告された記者が湯治にでかけたルポが連載され始めた。これを読むと合宿が重なり合う。「だまされたと思って行ってごらんよ。」熱心な勧めで湯治に出かける。ちょうど私が、SAAJに参加して見ないかと、誘われた言葉に重なる。合宿に参加するとみんなが一所懸命で私も真剣にならざるを得ない。これは仕事ではない。参加費を払い休日をつぶしてやって来る。地元岐阜、名古屋、遠方は富山、横浜などから27名参加した。全国からがん治療に集まる湯治と同じく、自分を磨きたいという純粹さと、真剣さに満ち溢れている。

今年の監査の有効性と限界の議論を締めくくる合宿の開始は、事例研究の「Webショップのシステム監査」(SAAJ森氏)で始まる。ITレスキュー隊の活動に監査の視点をいれながらも欠点を指摘するカルテではなく、評価項目を定め健康になるための方向性を示すものであった。「システムアナリストから見た情報システム監査」(JSAG石井氏)では、これまでとは違った視点を与えてくれた。

次に、今年の議論を締めくくる討議に入る。5班に分かれてメンバーの特色を生かした議論をは

じめる。私の参加した班は、張氏から中国の分業制、システム開発の体制と手順を聞き、日本ではなぜ監査が根付かないのか議論し報告した。

最後に「システム監査の資格なぜ取らなきゃいけないんですか!と部下が逆切れしたときの対応マニュアル」(SAAJ大庭氏)タイトルにだまされそうになるが、「監査とは」、「監査の問題とは」という根本問題をどう解くか考察したものである。軽妙な語りで笑わせながらも難問の解き方をわかりやすく説明してくれた。

なぜ、こんなに真剣になれるのだろうか、転地のため、自発的な目標をもった人の積極性、専門家集団という適度な緊張感、いろいろ理由はあるだろう。なにはともあれ、限界のない有効性を感じた合宿であった。

初めてのJSAGとの合同合宿で新しい刺激を与えてくれたJSAGメンバーの皆さん、発表者のみなさん、合宿事務局の裏方のみなさん、ありがとうございました。

### (6)裏方の眼から見た合宿

No.877 中村 博

日本システム監査人協会に入会して4年目の今年は、企画担当として慌ただしい日々を過ごした。

今思えば、今年中部支部が元気でいられたのはひとえに会員各位の努力と温かいお心に依るところが大だと実感する。

私は主に演習会場、宿泊施設、食事会場の確保や合宿当日の準備を担当した。仕事柄、支部財政の逼迫状況を把握していた私は、食事とアルコールの調達は最後まで私の頭を悩ますことになった。

合宿は日頃例会にお越しになれない会員にも参加する機会を提供するという意図があり、グループ演習の成果発表もさることながら、遠来の方にも中部支部のアットホームな雰囲気の中でいかに楽しくお過ごしいただけるかが最も心配であった。今年はJSAGとの共同開催であり、余計プレッシャーを感じた。

二次会の一人あたりの予算は750円、不足分は会員の温かいお志に頼る他はなく、藁にもすがする思いであった。

合宿当日は先に合宿委員の方が準備作業にとりかかっていた。持ち物リストまで作成して入念に準備したつもりだったが、デジカメを忘れてきたことに気付いた。幸いにして会場近くにお住まいの方にお持ちいただき助かった。合宿中はタイムキーパ、カメラマン、そしてカフェテリアとの連絡役に徹し、参加者にはさぞ

かし目障りだったと思うが、合宿を成功させたい一心で気持ちの余裕がなかった。

合宿会場の近くには岐阜県の名水にも選ばれた「加賀野八幡神社自噴井」という井戸があり、週末になると近所だけでなく近隣県からポリタンク持参で水を汲みに来ている。私とその井戸へ走って行ったのは言うまでもない。

2日目の昼になり散会した時には雨が降り出していた。何となく温かさを感じる雨だった。それは陽気のせいだけではなく、会員皆様の温かさに相通じる雨だった。メーリングリストで合宿委員に対する労いの言葉を目にする度に、来年も中部支部が元気でいられるよう、微力ながらもお手伝いできればと思わずにはいられない。

## 7. おわりに(当日のあいさつ)

日本システムアナリスト協会  
中部支部長 関口 幸一

JSAG中部として本格的に活動して約1年。今年は11月のVRメッセ、今回の合宿とSAAJ中部の活動に「おんぶにだっこ」状態であったが、微々たる協力で、当方には絶大なる効果を得ることができたと感謝している。原顧問(清水会長?)の言われる冗談連携構のとりあえずの一步が築けたのではと考える。色々な考え方ができることにより進歩が有ると思う。

これからも、お互いの研鑽の結果を確認していきたいと思っている。本当に皆さんご苦勞様でした。



合宿を終えて

## 中国支部便り

No.401 大谷 完次

新年おめでとうございます。昨年の7月に発足させた月例研究会は、14年は3回実施し、漸く軌道に乗ってきた感があります。今年は、これを発展して広島活動を活発にする事と各地での月例会を発足させることだと思っています。皆様のご支援の程よろしくお願い致します。

取り巻く外部の環境ですが、今年1月草々に鳥取県で監査の案件が発生しています。昨年は広島県を皮切りにF市、愛媛県のI市、公立の病院等の監査の案件の入札があり、いよいよ電子自治体に向けた動きが活発になって来そうな1年になりそうです。支部としては関係機関に公認システム監査人制度や監査の必要性についてアピールして、バックアップして行きたいと思っています。

## 九州支部だより

No.693 福田 啓二

### ●新会員の方々の加入

金融検査マニュアル改訂による内部監査への要請の高まり、そしてみずほ銀行システム障害、セキュリティ分野でのISMSの始動など、システム監査に対する社会的関心が上がっていることは間違いないようです。さらに公認システム監査人認定制度がスタートしたこともあり、当協会へ入会される方が増加傾向にあり、非常に喜ばしい限りですが、同時にシステム監査の普及を目指す立場の重さも感じております。

九州支部でも、昨年度に入り会員が7名増えました。7名という数字はこれまでの推移からしますと、相当なものになります。本年度開始時点で支部会員数44名になりました。

各県別(勤務先)の内訳をみますと、以下の通りです。

山口県	1
福岡県	26
佐賀県	0
長崎県	5
熊本県	2
大分県	6
宮崎県	0
鹿児島県	3
沖縄県	1

九州地区でも福岡県への(一極)集中度が高いのですが、この2年間で大分県在住の会員が急増(1名→6名)したのが印象強いところです。

## ●大分(別府)合宿

その大分県で11月度の月例会を行いました。藤平実さんに会場を準備して頂き、12名が大分県別府市の新日鉄別府寮に集まりました。準備期間が短く、藤平さん、安倍祥晃さんには大変お世話をお掛けしましたが、無事開催にこぎ着けました。2時間、定例の内容で月例会を行った後、温泉、食事を楽しんだのち、夜中までフリートークが続きました。システム監査、セキュリティに関する話題はもちろん、様々な内容で、非常に楽しいひとときを過ごしました。

また、ここ数ヶ月の月例会の出席者数も14、5名で活発な討議が行われています。

## ●平成15年度、体制

12月の月例会で、支部役員の改正を行いました。(敬称略)

支部長	福田 啓二		
副支部長	諸藤 雅之		
会計	松嶋 敦	木下 一郎	
会場	木下 一郎	鶴岡 通	
書記	石井 俊幸	中溝 統明	
HP	居倉 圭司	陣内 昭浩	
監事	舩津 宏	平山 克巳	
顧問	守田 昭彦	行武 郁博	

今年度も毎月の月例会開催を予定しております。

2月、3月は以下の予定です。ご出張等で福岡にお越しの方がいらっしゃいましたら、ご参加頂ければ歓迎いたします。

2月度 日時 2/22(第4土曜日)  
15:00~17:00  
場所 福岡市博多市民センター  
第三会議室

3月度 日時 3/22(第4土曜日)  
15:00~17:00  
場所 福岡市早良市民センター  
第二会議室



## 平成14年度第11回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成14年11月14日(木)18:30~21:00

於：三井物産(株)会議室

出席者:

荒川、石島、岩崎、打矢、小野、勝田、金子、橘和、木村、鈴木(信)、富山、松枝、水野、山口(芳)、芳仲、和貝

### 1. 審議事項

#### (1) 公認システム監査人制度関連

- ① 公認システム監査人の次回募集時より「会計監査・業務監査(B)のみなし期間を最長1年とすることが提案され、採択された。
- ② 特別認定制度の対象に公認情報システム監査人(CISA)以外の国際資格、例えば米国公認会計士(CPA)や、公認内部監査人(CIA)等を含めることについて、類似する当該日本資格との関連を確認した上で決定することが提案され、12月の理事会で確認し、決定することが採択された。
- ③ 公認システム監査人の次回募集・認定スケジュールは、次のように予定することが提案され、採択された。
  - ・ 4月—5月に募集要項(制度・スケジュール)を発表する。
  - ・ 7月—9月を募集期間とする。
  - ・ 9月—11月を認定期間とする。

### 2. 報告事項

- (1) 情報セキュリティ監査研究会について経済産業省との打合せ
  - ・ 11月7日午前10時より1時間半に渡り、山崎課長補佐、金澤係長による研究会の現状報告、質疑、協会からの要望など、打合せを行った。協会役員10名が出席した。
- (2) 今年度認定申請審査終了
  - ・ 公認システム監査人の今年度認定申請審査を終了した。面接会場等について、岩崎理事及び日本システムデベロップ社に大変お世話になった。11月14日現在の結果は次のとおりである。
 

公認システム監査人	255名
システム監査人補	191名
- (3) 記念講演会(11月19日)
  - ・ 参加予定者 79名、懇親会 44名
  - ・ 講演 山崎課長補佐(経済産業省)、細川

氏(JUAS)、鈴木理事(SAAJ)

- ・ 認定者挨拶 佐野氏(財務省北陸財務局)、土出氏(富士通)桜井氏(SBC)

#### (4) ITコーディネーター協会への申入れ

- ・ SAAJは、平成14年8月に下記をITコーディネーター協会に申し入れたが、今般その文書による回答が同協会事務局長より届いた。

#### <申入事項>

- ① ITコーディネーター資格者が「公認システム監査人」資格を取得した場合、マルチエントリーポイント制度に基づく他資格取得時の知識ポイント10ポイントを承認いただくこと。
- ② さらに、3年ごとの資格更新時に更新ポイントとして知識ポイント3ポイントの付与を承認いただくこと。

#### <回答>

当該申請資格に対するマルチエントリーポイント制度の他資格取得時の知識ポイント、並びに資格更新時の更新ポイントの付与については、次のプロフェッショナル特別認定制度の取扱い検討時期(平成15年度)まで結論を見送らせていただきます。

#### (5) 会報

- ・ 70号を12月中旬に発行予定である。メインテーマは「公認システム監査人の教育制度の運営について」及び「11月19日開催の記念講演会の内容」である。

#### (6) 事例研

- ・ 11月16、17日第10回目のシステム監査実践セミナーを開催する。
- ・ システム監査実務セミナー(4日間コース)の企画・開催を準備している。来年1月25、26日、2月8、9日の4日間で幕張で実施したい。
- ・ 九州支部で11月23、24日に、大分にて合宿研修を予定している。本部より講師派遣を要請されている。

#### (7) 月例会

- ・ 12月6日JIPDEC関本氏「プライバシーマーク」
- ・ 1月以降の計画については別途委員会を開催する予定

#### (8) 法人部会

- ・ ダイヤモンドデータサービス及び管理工学研究所の2社が新規に登録され、22法人会員となった。

#### (9) セキュリティ技法研

- ・ リスク分析(JRAM)のシステム監査への応用を研究する方針である。

#### (10) その他

- ・ 金融庁「システム統合リスク管理体制の確認検査用チェックリスト(案)」がパブリックコメントを募集する形で公表された。「システム監査人によるシステム監査」の文言があり注目される。パブリックコメントは個人として出すことにする。

### 3. 近畿支部からの報告事項

#### 1. 第80回定例研究会をISACA大阪支部と合同開催します。

(1) 日 時 平成14年11月29日(金)

18:30~20:30

(2) 会場：【監査法人トーマツ

大阪事務所 3F 研修室】

(3) テーマ：「地方公共団体のためのコンピュータセキュリティ対策基準」に基づいた監査・評価のポイント

(4) 小山正弘氏 京都電子計算株式会社システム本部第二システム部長

#### 2. 一泊システム監査実践研究会を11月23、24日に吹田市江坂で開催します。参加者14名4チームに分けて研修します。

#### 3. IT倫理普及のための川柳プロジェクトはメンバーを増強して引き続き取り組み中です。

### 4. 2002年第4回SAAJ中部支部例会の議事録

#### 1. 公認システム監査人認定制度創設記念講演会と協賛セミナー

平成14年11月13日(水)ソフトピアジャパン(岐阜県大垣市)にて開催する公認システム監査人認定制度創設記念講演会と協賛セミナーを行いました。

午前の記念講演会(荒川副会長の基調講演および佐々木岐阜県知事公室参与(CIO)ら6名によるパネルディスカッション)は、約130名の参加を得ることができました。

また、午後の日本アナリスト協会中部支部と共催した3セミナーは、それぞれ70名、50名、70名の参加を得ました。延べ、320名の参加となりました。

例年、4セミナーで延べ60名程度の参加でしたので、集客面では、大成功に終わりました。アンケートをざっとみておりますが、内容にも満足いた

けていると思っています。

## 2. 恒例の合宿

時：平成14年11月30日13:00～  
12月1日12:00  
場所：ソフトピアジャパン  
費用：会 員12,000、  
非会員13,000(予定)

議事録署名人 和貝 享介  
橘和 尚道

### 平成14年度第12回理事会議事録 日本システム監査人協会

平成14年12月12日(木)18:30～21:00

於：三井物産(株)会議室

出席者:

岩崎、金子、橘和、鈴木(信)、鈴木(実)、  
富山、蓮見、水野、吉田、芳仲、和貝

## 1. 審議事項

### (1) 教育委員会への諮問事項

- ① 公認システム監査人制度「特別認定講習」の改善について
  - ・講習終了後の試験への協会関与の強化、講習会への協会の立会いなどの教育委員会決定事項について、さらに一部修正し、理事会で採択された。
  - ・公認システム監査人特別認定制度における対象資格者の在り方及び認定ガイドライン等について、更に改善を検討すべく理事会より教育委員会に対し諮問することとする。
- (2) 米国公認会計士を特別認定対象者とするものの検討
  - ・現在対象となっている公認会計士(金融庁)と制度内容等を比較して、特別認定対象者しないことを採択した。

## 2. 報告事項

### (1) 第94回月例会

- ・1月21日に、講師をグローバルネットエスチェンジ・ジャパン社社長飯塚氏”お願いし、「最新のeマーケットプレースによる国際調達戦略」のテーマで実施予定である。

### (2) 総会関係

- ① 日程

- ・2月24日(月)を予定する。会場は日本機械振興会館等を候補に予約する。
- ② 記念講演会
  - ・講師候補を検討、メールにより確定、手配を準備する。
- ③ 各委員会、支部についての今年度実績、次年度計画の資料は、1月7日までに橘和理事、山口(忠)理事にメール送付する。
- ④ 会計について、実績、予算について片寄理事にメール送付する。
- (3) 会費
  - ・今年度会費未納者について、再請求書を送付した。
- (4) 記念講演会
  - ・講演会約80名、懇親会約40名の参加で成功裏に終了した。
  - 関係各位のご協力に謝意を表明する。
- (5) 法人部会
  - ・監査法人に対する入会案内の件で、各支部に協力依頼中である。
  - 各支部の足並みが揃った段階で、各支部から管轄地域の監査法人に入会案内および関連資料を送付する。

## 3. 近畿支部からの報告事項

### (1) 第80回定例研究会

- ・11月29日に、講師を京都電子計算株式会社 小山氏にお願いし、「地方公共団体のためのコンピュータセキュリティ対策基準」に基づいた監査・評価のポイントのテーマで実施した。今回はISACA大阪支部と合同開催した。特別ゲストとして経済産業省の情報セキュリティ政策室山崎課長補佐が参加された。

### (2) 実践セミナー

- ・一泊研修会を吹田市江坂で開催した。参加者は15名。なお、東京から実践部会の沼野氏に参加いただいた。

### (3) 実務手順書

- ・各論編が近々にまとまる。

### (4) 川柳プロジェクト

- ・IT倫理普及啓蒙用として近畿支部で川柳プロジェクトの活動が展開されているが、当協会の広報用印刷物(小冊子)としてまとめあげる予定である。

議事録署名人 和貝 享介  
蓮見 節夫

## 会員の投稿：「推参」

### No.707 神尾 博

一時期、当協会のメーリングリストで、自己紹介メールは重要だ、いやそうではないといったやり取りを見受けたが、このテーマはBBSやチャット等、ネット社会の様々な場所・場面においても尽きぬ議論ではある。

ネチケットを取り扱った主要サイトあたりでは、メーリングリストへの自己紹介のみのメールは、通常はあまり良くない事とされている。しかしローカルルールの中で、別の基準で運営しても差し支えない。メーリングリストは、特に定めのない限り、基本的には管理者が絶対的権限を持つ。したがって彼(彼女)が「新入りの自己紹介メール歓迎」と断言してしまっても良いのだ。

もっとも、当協会の会員全員のメーリングリストのような多人数の場合は、各人の価値観が多岐にわたると考えられるため、余程の支障がない限り、特殊なローカルルールの発動は、差し控えるのが良識だろう。一般に新会長就任の挨拶等といった例外を除き、自己紹介のみのような発言は、自重あるいは、禁止である場合が多い。

ところで、読者諸氏は「推参」という言葉をご存知だろうか。よく時代劇等で「退がれ、この推参者めが！」といった台詞を耳にするところの、あれである。この言い回しは、一方的に押し掛けた相手に対する罵倒を意味している。実は「一方的に」というところが重要で、こうした場合は、門前払いも失礼には当たらないのである。ところが、実はよく知られた例外もあった。

中世から近世にかけて、漂泊の民とか道々の輩と呼ばれた集団がそうである。傀儡師(くづつし=人形使い)や唱門師(しょうもじ)、歩き巫女、歩き白拍子(実体は売春婦)等は、招かれもしない家々に一方的に訪れての、芸の押し売りを許されていた。これこそまさに「推参」と呼ばれていたものである。芸のみを糧として生きる彼らが、差別的扱いと引き替えに手に入れた特権とも言えよう。彼らにはそれなりの覚悟があったのだ。苦行の旅を続けながら、門前で唱える念仏や祈禱に対して施しを受ける、托鉢僧や修験者も同類と言えるだろう。

ネット社会にも一方的な推参者は多いが、苦々しくもほとんどが無芸だ。大半の受信者にとって意味を持たない、前述の自己紹介メール以上にたちの悪いのが、そう、ダイレクトメールである。会社や商品の宣伝に始まり、マルチ商法の勧誘のような悪質なものはもちろん、当協会メーリングリストに流す「(協会と関係のない)イベントの案内」[(自分の)ホームページを作りました]等も、善し悪しは別にして広義のDMと言えるだろう。中でも、サイトに記されたinfo等の連絡先へ、匿名メールアドレスを使って送り付けてくるといっ

た、巧妙な手口にもものには閉口する。

この問題の解決は、まずは押し掛ける本人が、相手に迷惑か、益をもたらすのかを常に自己認識するところから、スタートするしかないだろう。当然の事ながら、受け手の評価というものは、個人の考え方によって様々であることも、念頭に置いておく必要がある。当協会のメーリングリストにおけるルール策定は別にして、実社会でもネット社会でも自己主張する前には、自身に売り物になるような芸があるかどうかを、今一度振り返ってみてはいかがだろうか。

## 会員の投稿：

### 「公認システム監査人制度管見」

### No.307 行武 郁博

今年2月、当協会の公認システム監査人制度が制定、発足した。その主旨は「システム監査人がユーザの信頼を得るためには、単なる知識等に習熟するのみならず、実践的監査経験を積むことが重要である。この観点から、従来より実施しているシステム監査技術者試験に合格した上で、一定の有効な実務経験を積んだことを確認することによりシステム監査人として認定する制度の創設を検討する」という平成11年6月の、産業構造審議会情報産業部会情報化人材対策小委員会の中間報告を受けたものであるとされている。

以下は、中間報告が出されたときに意見として述べたことでもあるが、中間報告は、システム監査人の多数は、システム監査技術者であるという認識のように思われる。

というのは、システム監査人がユーザの信頼を得るためには、システム監査技術者のシステム監査実務能力を確認し、認定することが必要とされているからである。

私は、現実のシステム監査人は、少数のシステム監査技術者と多数のシステム監査技術者以外の者で成り立っているという認識である。

システム監査白書(2001-2002)によると、調査対象企業についてであるがシステム監査を担当しているシステム監査技術者はわずかに29%に過ぎない。システム監査技術者の大半は皮肉にも被監査部門である情報システム部門に所属しているのである。

なぜこのような現象が起こっているのか。

その原因の第一は、経営者はシステム化、開発志向であり管理部門よりも情報システム部門に優先して人材を投入するからである。原因の第二は、システム監査人には何ら客観的な資格条件は設けられていないからである。システム監査人がユーザから信頼を得るためにはこの現象、原因にメスを入れて改善を図っていくことこそが必要であると思はれる。

システム監査人の多数がシステム監査技術者で

あれば中間報告のとうりの効果が期待できるであろうが、システム監査人の多数がシステム監査技術者以外の者であり公認システム監査人は、少数のシステム監査技術者の一部に過ぎないとすれば、その効果はあまり期待できないのではないだろうか。

協会報No.70号によれば、平成14年11月19日現在で公認システム監査人の認定を受けた者は225人である。公認システム監査人の認定はかなり高

いハードルであるように思われる。発足したばかりの制度で今後の予測は難しいが、公認システム監査人の認定を受けるのは一部のシステム監査技術者に留まるのではないかとと思われる。

そうであれば、公認システム監査人制度は、行政機関や公共システム等の社会的に重要なシステムのシステム監査を専門に担当するプロのシステム監査人を認定し、また育成する制度であるのがより相応しいのではないだろうか。

会員 各位

平成15年 1月25日  
NPO法人日本システム監査人協会  
会長 宮川 公男

## 第2期通常総会のご案内

日本システム監査人協会の表記通常総会を、下記の通り開催致します。

万障お繰り合わせのうえ是非ご出席下さい。総会終了後に例年どおり懇親会を予定しております。ご欠席の連絡を2月17日(月)(当日消印有効)までにご返送下さい。

ご欠席の際は返信用はがきの委任状の欄に自筆にて記入をお願い致します。規約により総会成立には会員の過半数の出席または委任状が必要です。委任状の提出にご協力をお願い致します。(総会2日前までにご返事のない場合、議長一任と見なします。)

会員名簿の更新を予定しております。お手数ですが、連絡先、勤務先の最新情報をご記入下さい。また、協会では研究会開催のお知らせ等、会員の方々へのご連絡の電子メール化を進めております。連絡先のメールアドレスを必ずご記入下さい。

### 記

1. 日 時 平成15年2月24日(月)13時15分～17時15分
  2. 場 所 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館地下3F第一会議室  
(地下鉄日比谷線神谷町駅徒歩10分)
  3. 議事日程
 

13:15	開 会	会長挨拶
13:30	記念講演	「システム監査のありかた」 一みずほケースをシステム監査の視点で総括する一 駿河台大学 教授 鳥居 壮行氏
14:30	記念講演	「金融機関等のシステム監査の現状」 FISC 監査安全部長 小倉 久宜氏
15:30	休憩	
15:45	通常総会	1. 平成14年度 事業報告の件 2. 平成15年度 事業計画の件 3. 平成15年度 予算の件 4. 平成15年度 役員選任の件
17:30	閉 会	
  4. 懇親会 18:00より同フロアにて開催。(会費3,000円)
- ※ 当日、受付にて年会費の入金を受け付けます。ご利用下さい。

以上

## 役員改選の公示

### 記

1. 立候補受付期間 平成15年1月27日～2月10日
2. 推薦人 会員2名の推薦を添えること
3. 届け出先 日本システム監査人協会会長(事務局経由)

以上

## 新規入会者一覧

番号	氏名	勤務先・所属	地域
1206	壇 一雄 (株)CRCソリューションズ	生活流通第一部	関東
1207	坂田 健一 坂田コンサルティングオフィス		関東
1208	村上 圭介 村上会計事務所		九州
1209	篠 行雄 (株)ソルクシーズ	事業推進室	関東
1210	林 高弘 (株)神戸製鋼所	経営企画部IT活動推進グループ	近畿
1211	杉原 和夫 (株)トマト銀行	経営管理部	中国
1212	横瀬 和生 (有)ピーエスティージー		関東
1213	和田 繁卓		関東
1214	柏原 秀明		近畿
1215	池島 晃 NECソフト(株)	第三SI事業部	関東
1216	福森俊一郎 日立システムアンドサービス	企画室	関東
1217	岩原 秀雄 (株)中央コンピュータシステム	保険第一本部	関東
1218	荒添 美穂 (有)インテリジェントパーク		九州
1219	高瀬 宜士 帝塚山大学	経営情報学部	近畿
1220	千代澤 淳 東日本電信電話(株)	法人営業本部	関東
1221	森岡 亮一 森岡情報化支援事務所		近畿
1222	大谷 雲平		九州
1223	閑野 忠和 (株)情報数理研究所	技術部	関東
1224	石井 成美 NECソフトウエア中部	第二システム事業部	中部
1225	榊原 郁夫 (有)M&Tコンサルティング		中部
1226	築島 邦男 三井住友アセットマネジメント(株)	インフォメーションテクノロジーグループ	関東

## &lt;編集後記&gt;

今回のトップは、「公認システム監査人制度記念講演会」である。記事中にもあるが、制度がはじまって以降昨年11月の段階で既に400人以上の合格者が生まれている。新制度はかなり順調に立ち上がっているといえるのではないだろうか。

新制度は、新しい資格を作ること自体を目的としているわけではなく、監査人が社会の要請に十分に応えられる力量を持っていることを第三者的に証明するために存在すると編集者は考えている。その意味からすれば、制度の真価はこれから有資格者が社会に対してどのように貢献していくかどうかによって問われてくるはずだ。公認された者の一人として、このことを肝に命じて日々精進していきたいと思う。(KM)

発行所 特定非営利活動法人日本システム監査人協会

発行人 宮川 公男

事務局 〒163-0716

東京都新宿区西新宿 2-7-1

新宿第一生命ビル16階16W4号室

TEL. 03(3348)4415 FAX. 03(3348)4416

事務局メール: saajk1@titan.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.saaj.or.jp/>

※ご連絡はなるべく郵便または、FAXをお願いします  
会員専用メーリングリスト: saaj@mml.nifty.ne.jp

※加入方法は owner-saaj@mml.nifty.ne.jp にお問い合わせください。また受信アドレスの変更時も登録が必要になりますので、上記アドレスまで連絡してください。

会報担当理事

原田 奈美 日本アイ・ビー・エム(株)

富山 伸夫 富山システム監査事務所

吉田 裕孝 三井物産(株)

進見 節夫 科研物流(株)

三谷慶一郎 (株)NTTデータ経営研究所

※会員のみなさまからの投稿(連載、随筆等何でもOK)を募集します。記名記事は薄謝進呈します。書籍紹介欄もありますので、執筆されたかたはお知らせ下さい。

会報担当メール: saaj-kaihoh@egroups.co.jp